

# 避難所運営マニュアル

〔令和3年5月改定版〕



# も く じ

○はじめが肝心.....	1
○あなたの避難所.....	1
1 災害時における市民と行政との役割.....	2
(1) 自助の役割 ～自らの身は自分で守る～.....	2
(2) 共助の役割 ～自分たちのまちは、自分たちで守る～.....	2
(3) 公助の役割.....	2
2 指定緊急避難場所と指定避難所.....	3
(1) 指定緊急避難場所.....	3
(2) 指定避難所.....	3
3 避難するにあたって.....	5
(1) 避難路の安全性の確認.....	5
(2) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難.....	5
(3) 避難における留意点.....	5
災害等発生から避難所までの避難フロー.....	6
4 避難所の開設.....	7
(1) 開設の方法.....	7
5 避難所の基本的事項.....	8
(1) 避難所とは.....	8
(2) 避難所の機能.....	8
(3) 避難所での生活.....	9
(4) 男女のニーズの違い・性的少数者（性的マイノリティ）への配慮.....	9
(5) ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養.....	10
(6) 要配慮者（避難行動要支援者を含む）の特性に応じた配慮.....	10
(7) 帰宅困難者.....	13
(8) 在宅避難者.....	14
(9) 身近な地域の防災拠点.....	14
(10) 停電時の対応.....	15
6 避難所運営委員会.....	16
(1) 避難所運営委員会に求めるもの.....	16
(2) 避難所運営委員会の構成.....	16
(3) 避難所運営委員会の平常時の役割.....	18
7 避難所の運営（時系列）.....	19
避難所開設のフロー.....	19
(1) 災害等初動期（開設～報告）.....	20
(2) 避難所の運営（運営期）.....	20
(3) 避難所の閉鎖（復旧・復興）.....	22
8 避難所運営委員会の各班の役割分担.....	24
(1) 総務班.....	24
(2) 情報班.....	27
(3) 救護班.....	28
(4) 食糧班.....	29
(5) 物資班.....	31
(6) 環境班.....	32
(7) 避難所担当職員.....	34
9 福祉避難所.....	36
(1) 福祉避難所とは.....	36

(2) 福祉避難所の対象者 .....	36
(3) 対象者の判断目安（スクリーニング） .....	37
(4) 対象者の報告・移動先の決定 .....	38
(5) 対象者の移送 .....	40
<b>10 水害時における避難行動と避難所開設 .....</b>	<b>41</b>
(1) 警戒レベルと避難行動 .....	41
(2) 水害における避難所の開設 .....	42
◎避難所の浸水想定と、洪水時緊急避難場所を兼ねる避難所 .....	43
(3) 荒川氾濫時の避難行動と避難所開設について .....	44
(4) 垂直避難について .....	46
(5) 自主避難のための避難所開設 .....	46
<b>11 資料編 .....</b>	<b>48</b>
(1) 施設の利用方法等 .....	48
(2) 防災倉庫の主な備蓄物品（共通品） .....	50
(3) 福祉避難所（要配慮者の受入に関する協定締結施設）一覧 .....	51
(4) NTT 特設公衆電話回線 .....	56
(5) さいたま市立学校太陽光発電設備・蓄電池システム .....	57
(6) 「やさしい日本語」、多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」《ボイストラ》 .....	58
<b>12 様式（別冊） .....</b>	<b>59</b>
<b>13 避難所における新型コロナウイルス感染症等拡大防止のための     対策について（別冊） .....</b>	<b>59</b>

## ○はじめが肝心

### 大地震が発生したら

- 1 まず、自分や家族、周りの人の安全を確保してください。揺れている間はむやみに動かず、ケガをしないようにし、揺れが収まったら、火の元を確認してください。
- 2 となり近所に声をかけ、初期消火や倒壊した家に閉じ込められた人の救助を行い、二次災害の防止に努めてください。
- 3 自宅が倒壊や損壊した場合、地域の方々と指定された避難所に避難してください。本市では、市域に震度5弱以上の地震が起きた場合、職員が参集し、状況に応じて避難所を開設します。

### 台風や集中豪雨などによる大規模水害に備えて

- 1 各河川の洪水ハザードマップをチェックし、自宅からより近い、浸水想定区域外の高台や、指定緊急避難場所を確認してください。
- 2 テレビ・ラジオ・インターネット等で気象庁等から発表される災害情報を確認してください。さいたま市から防災行政無線や緊急速報メール、さいたま市ホームページ、SNS等で避難指示等の避難情報の発令状況をお知らせします。
- 3 河川が増水し大規模水害の恐れがある場合、市は高齢者等避難や避難指示を発令します。原則として浸水想定区域外の避難所を開設しますので、早めの避難を心がけてください。
- 4 避難所に避難するときは、非常食の入った非常用持出袋のみならず、各家庭にある調理不要の食べ物の持ち込みなどを心がけてください。
- 5 既に浸水が始まっている場合は、指定緊急避難場所や指定避難所への避難よりも、自宅の上層階で待機するほうが安全な場合があります。氾濫水は50cmくらいの深さでも、歩行が困難となります。緊急避難として、高い堅牢な建物に留まることや、高いところでの救助を待つ必要があります。

## ○あなたの避難所

施設名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話・FAX番号 \_\_\_\_\_

あなたの職務 \_\_\_\_\_

### ※指定緊急避難場所・指定避難所（洪水時）

施設名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話・FAX番号 \_\_\_\_\_

※災害時に避難する場所は、日頃から家族などと話し合い、各自で確認しておきましょう。

このマニュアルは、災害時の避難所への避難方法や避難所の開設、運営及び役割分担などを記載したものです。避難所施設の利用協議や運営委員会、運営訓練などで活用し、災害に備えましょう。

## 1 災害時における市民と行政との役割

災害時の応急対応がうまく機能するには、普段からどれだけ準備をしていたかによります。まさに、「備え」が大事だということです。また、「普段から使っていないものは、いざというとき使えない。」とも言われます。日ごろの備えと訓練を通じた経験がいざというときに役に立ちます。

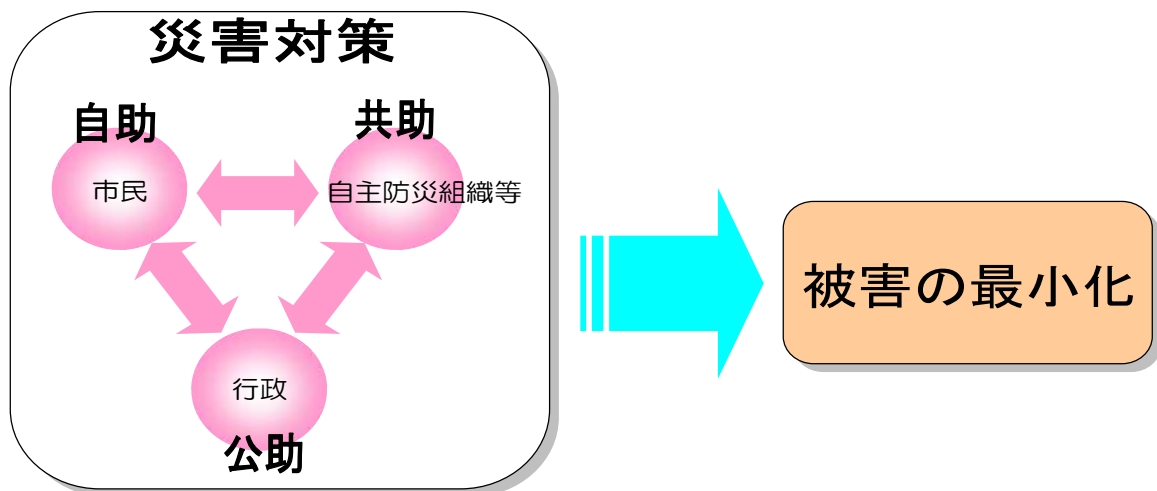
大規模な災害が起きた場合、行政だけで対応ができるものではありません。

地域の方々と力を合わせ一緒に取り組んでいかなければ、被害を最小限に抑えることはできません。

本市では地域における防災が機能するためには、自治会、自主防災組織による地域におけるコミュニケーションが重要であると考えています。

このため、平常時から自治会、自主防災組織の方々にご協力をお願いするとともに、自主防災組織が未結成の地域には、その結成促進に力を入れています。

いつ発生するかわからない災害に対して、「自助、共助、公助」の連携がとても大切であり、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防災体制を築いていく必要があります。



### (1) 自助の役割 ～自らの身は自分で守る～

建物の耐震化・不燃化、家具・備品等の転倒・落下防止、ブロック塀・門柱等の転倒防止、平時から緊急避難場所・避難所や避難経路の確認、備蓄

### (2) 共助の役割 ～自分たちのまちは、自分たちで守る～

自主防災組織の活動、災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認、避難所の活動支援

### (3) 公助の役割

ア、平時からの都市基盤整備、ライフラインの安全化、非常用物資の備蓄、自主防災組織への支援

イ、大地震や風水害等の災害が発生した場合の、市民の安全・安心を守るための、警戒本部や災害対策本部の設置、人命救助・道路等の復旧活動

## 2 指定緊急避難場所と指定避難所

東日本大震災では、地震発生後に学校などの避難場所に避難した方が、津波に襲われてしまうことがありました。

このようなことから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害の種別に応じ、その災害の危険から命を守るための緊急時の避難場所と、避難生活のための避難所を区別して指定しています。

### (1) 指定緊急避難場所

(以下、本マニュアルでは「緊急避難場所」と表記します)

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所のことです。

さいたま市では、「地震」「洪水」「崖崩れ」「大規模な火事」の4つの災害を対象として、その種別ごとに指定しています。

一時的な緊急避難のための安全確保を図る場所であるため、災害時に滞在し、生活するための物資の備蓄はしていません。

一定以上の広さ(概ね1ヘクタール以上)のある都市公園や緑地のほか、学校(校庭)などを指定しています。指定緊急避難場所のうち、特に、「大規模な火事」を対象とするものを「広域避難場所」と呼んでいます。

なお、「洪水」の場合は、原則として、河川が氾濫した際に浸水が想定される地域(浸水想定区域)以外の場所を指定していますが、例外的に、大規模な水害に備えて、浸水想定区域内においても、洪水の危険から命を守るための緊急的な避難のため、学校の校舎2階以上又は3階以上を指定している場合もあります。

### (2) 指定避難所

(以下、本マニュアルでは「避難所」と表記します)

災害の危険性があり避難した住民が、一定期間滞在し、生活環境を確保する施設を指します。

さいたま市では、避難所が生活空間であることから、屋内に居住スペースの確保ができる公立学校などの公共施設を指定し、食糧・生活用品などの災害用物資を備蓄しています。

本マニュアルは、それぞれの避難所において、避難所運営委員会を組織し、その運営を行うことについて記載しています。

なお、公民館等の一部の避難所は、居住スペースを個室とすることが可能であることなどから、指定避難所うち要配慮者優先避難所と位置づけ、高齢者、障害者や妊産婦等を優先する避難所としています。

避難場所等の種類と用途

種 類	用 途
指 定 緊 急 避 難 場 所	切迫した災害の危険から緊急に逃れ、身の安全を確保することができる場所。地震や洪水、大火災等の異常な現象の種類ごとに指定する。災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、円滑かつ安全な避難を促進することを目的に指定。
広域避難場所	指定緊急避難場所の一つ。災害時に火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、その大きさは、原則としておよそ 10 ヘクタール以上の面積を有する場所とする。 ただし、幹線道路、鉄軌道等、耐火建物等により、火災の輻射熱から身体を守ることができる場合は、5 ヘクタール以上の面積とする。各避難所のように避難生活をする場所としての位置付けはない。
一 時 集 合 場 所	地域の自主防災組織等が、「災害時に自主的に参集し、その後、最寄りの指定避難所に誘導する」といった防災活動を開始するための集合場所。地域の住民が災害時に一時的に退避するための場所としても機能する。
指 定 避 難 所	災害時に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った者への収容・保護及び一時的にも生活が可能となる機能を有する施設。災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する施設を指定。
要 配 慮 者 優 先 避 難 所	指定避難所のうち、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を優先して受け入れる施設。
二 次 避 難 所	発災後、直ちに開設するのではなく、避難者を指定避難所だけでは受入れることが困難となった際に利用する施設。
福 祉 避 難 所 （「9 福祉避難 所」の項参照）	高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。本市においての福祉避難所は、原則として災害発生当初から開設することではなく、災害発生から 3 日程度経過後の開設を想定している。 <b>【法律上の規定内容】</b> （災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 号） ・要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。 （内閣府令：災害対策基本法施行規則第 1 条の 9） ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
身 近 な 地 域 の 防 災 拠 点	自治会館やマンションの集会所など、一定の条件が整った避難施設として登録した施設で、自主防災組織によって運営される。 防災拠点である指定避難所を補完する施設としての位置付け。 避難所運営委員会活動の継続を主な登録条件としている。
一 時 滞 在 施 設	帰宅困難者を一時的に受け入れるために開放する施設。主要駅付近の大規模収容施設（公共施設、民間施設）を中心に指定している。

### 3 避難するにあたって

#### (1) 避難路の安全性の確認

避難所を確認して、あらかじめ避難経路を決めておきます。

建物やブロック塀の倒壊、河川の氾濫や道路冠水等、危険を予測し、複数のルートを決めておきます。

緊急事態等発生時、漏出した物質等により被害が及ぶ恐れがある場合は、市危機対策本部から避難路を指定する場合があります。

#### (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難

要配慮者、特に避難行動要支援者は、情報の入手や理解が困難なおそれがあるため、自主防災組織等の支援者は、安否を確認し、必要な情報を伝達するとともに避難を呼びかけ、安全なルートを確認しながら、避難所へ誘導します。

また、風水害が発生してからでは、要配慮者は逃げ切れない危険性があり、市では、「高齢者等避難」を発表しますので、早めの避難を心がけてください。

##### ※要配慮者【災害対策基本法第8条】

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方

##### ※避難行動要支援者【災害対策基本法第49条の10】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方

#### (3) 避難における留意点

避難時は、マイカーを避け徒歩により避難します。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は貴重品並びに食料（1日分）及び身の回り品等とします。

なお、非常持出品は、あらかじめ必要とする分を用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。

##### <避難時の留意点>

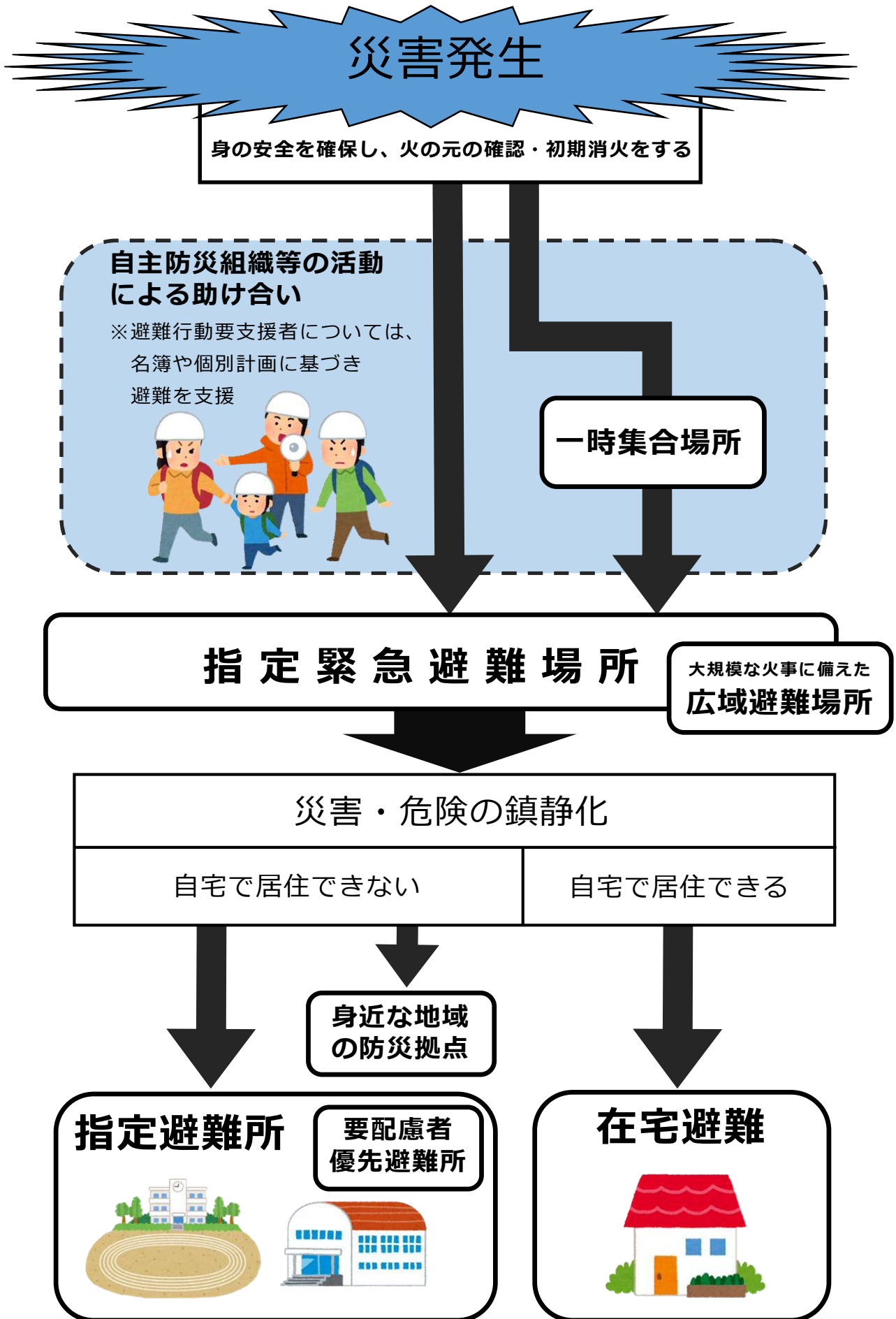
- ①避難する前に、もう一度火元を確かめ、ブレーカーも切り、ガスの元栓も締める。
- ②ヘルメット等で頭を保護する。
- ③荷物は最小限のものにする。
- ④外出中の家族には連絡メモを。
- ⑤避難は徒歩で。乗用車は厳禁。
- ⑥お年寄りや子供の手はしっかり握って。
- ⑦近所の人たちと集団で、まず決められた集合場所に。
- ⑧移動するとき、狭い道・塀ぎわ・川べり等は避ける。
- ⑨避難は市が指定した避難所へ。



##### 避難時の非常持出品（例）

必需品	携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、非常食、水、生活用品、衣類、救急薬品、常備薬
貴重品	通帳類、証書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を含む）、印鑑、現金





## 4 避難所の開設

地震災害により住居を失い、もしくは避難しなければならない者を受け入れ、保護するため、または、風水害により住居地が危険となった時や自宅を流出により失った時、もしくは、避難を要する緊急事態等発生時に避難しなければならない者を受け入れ、保護するため、速やかに避難所を開設します。

なお、災害時における避難所の統括（開設閉鎖、避難者誘導指示、情報提供、備蓄管理等）については、各区の災害対策本部が行います。

### （1）開設の方法

ア 市内のいずれかで震度5弱の地震が観測された場合には、全ての避難所に避難所担当職員が自主参集し、区災害対策本部長の判断で必要な避難所を開設します。

震度5強以上の地震が観測された場合は、全避難所を一斉に開設します。

イ 風水害時には、必要な避難所を開設しますが、詳細は、「10 水害時における避難行動と避難所開設」に記載しています。

ウ 指定避難所のみでは、避難者を受け入れることができない場合は、コミュニティセンター・文化施設等の公共施設を二次避難所として活用します。また、協定に基づき、埼玉県へさいたまスーパーアリーナの利用を依頼します。

エ 緊急事態等が発生した際には、市(区)危機対策本部から開設する避難所を指示します。区域内の避難所の統括については、区危機対策本部長が行います。

#### 【参考】対策本部

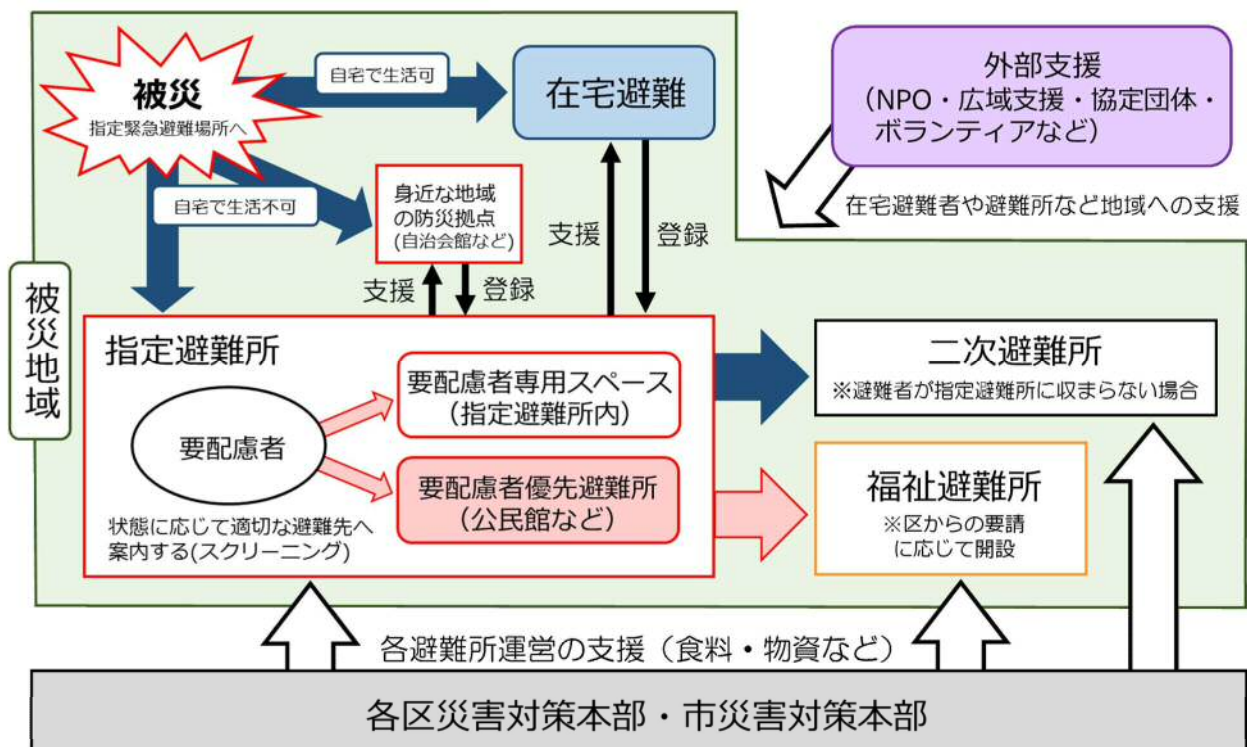
災害対策本部	災害	市役所に設置する意思決定機関で、市の災害対策や活動方針等を決定します。
危機対策本部	緊急事態等	
区災害対策本部	災害	区の区域における災害等対策を迅速かつ適切に実施するため、区役所に設置されます。
区危機対策本部	緊急事態等	

## 5 避難所の基本的事項

### (1) 避難所とは

避難生活を営むことのできる場所で、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする、あるいは被害を受ける恐れがあり、危険を回避する地域住民、交通機関の停止による帰宅困難者(市外在住者を含む)、災害や事件事故発生地域又は避難対象区域等からの一時的な避難者、その他、災害により生活の自立が困難である者を臨時に受け入れることを目的としています。

※さいたま市では、市立小・中・高等学校及び県立高等学校など教育施設を中心に、260か所(うち公民館等60か所は要配慮者優先避難所)を指定しています。



### (2) 避難所の機能

避難所は、災害時等において、住民の生命の安全を確保するために必要な場所として、さらには一時的に生活をするための施設として重要な役割を果たす場所です。

#### ア 生活場所

家屋の損壊等により、自宅での生活が困難な者に対し、一定期間にわたって、就寝や起居、トイレ、風呂の場を提供します。

#### イ 備蓄物資

避難者に対し、食糧や毛布等の提供を行います。  
なお、在宅避難者を含む避難者のための緊急物資の集積場所となります。

## ウ 健康面の確保

避難者の健康相談等の巡回サービスを提供します。

## エ コミュニティ

近隣住民同士で連帯感がわき、互いに励まし、助け合い、効果的な組織活動を行うことができます。

在宅避難者を含む避難者の、被災に関する情報の発信・収集場所となります。

### (3) 避難所での生活

#### ア 発災直後（発災から2～3日目まで）

災害により街中が一変し、大勢の避難者が避難所にやってきます。

鉄道をはじめ、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが寸断し、都市生活が混乱します。避難所への避難者も地域住民のほかに帰宅困難者の受入れなども想定され、避難者数はピークを迎えます。

また、情報もスムーズに行き渡らず、避難所運営委員会が機能しない場合には、管理運営もしっかりと決まっていない時期が続き、避難所に混乱が生じます。

#### イ 避難生活期（発災3日から2～3か月まで）

避難所での生活期です。

避難所の生活に慣れるに従い、水や食糧、トイレ、風呂、ごみ処理などの衛生関係、プライバシーの問題、健康管理など避難者から多くの要望や問題が持ち上がります。

#### ウ 終息期（発災3か月から避難所を閉鎖する時期まで）

災害が終息したり、避難所が統合されたり、応急仮設住宅が設置されるなどにより、長かった避難所生活が終息を迎える時期です。

学校も通常の授業を開始します。

長期にわたる避難所生活では新たな問題も発生します。

### (4) 男女のニーズの違い・性的少数者（性的マイノリティ）への配慮

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮されるよう努めます。特に女性への暴力や性犯罪の防止の観点から、以下の点など、さまざまな配慮を検討しておくことが必要となります。また、性的少数者（性的マイノリティ）についても配慮します。

- ① 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮。

- ② 仮設トイレなど避難所のレイアウトにあたっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保。
- ③ 更衣スペースや洗濯物の干場は男女別に設け、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保。
- ④ セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施。
- ⑤ 女性向け物資の供給にあたっては、女性が配布を担当したり、女性専用スペースや女性トイレに女性用品を常備する等、配布方法を工夫。
- ⑥ 性的少数者（性的マイノリティ）への配慮として、誰もが使用できるトイレの設置や、更衣室や入浴施設について、一人ずつ使える時間帯を作るなど工夫。

なお、避難所運営の意思決定に女性が関わることも重要です。

東日本大震災では、女性が要望や意見を言うと、避難所に居づらくなるという不安などから、要望することを躊躇する傾向にあったことが報告されています。

## （５）ペット同行避難者の受入れと適正なペットの飼養

避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れます。

避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行います。

飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行います。

避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）の持ち込みはせず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とします。

ただし、雨風がある場合などに屋外での飼養が困難となることがあるため、雨風を避けられる場所（ピロティや別棟の倉庫等）をあらかじめ協議しておきます。さらに、避難所によっては、避難所内で垂直避難をした際にペットを一時的に収容するスペース（上層階）についても検討しておくことが必要です。

大型の動物など避難所での受入れが困難なペットの同行避難者を、緊急避難措置として一時的に受け入れた場合には、飼い主があらかじめ決めていた預け先などへ速やかに移動させます（特定動物や特定外来生物、その他管理が困難な動物については、原則として避難所での受入れはできません）。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、居室への同伴が必要です。

なお、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットの飼い主が施設を原状復旧させる全責任を負うものとします。

詳細については「避難所におけるペット対応マニュアル」を原則としてください。

## （６）要配慮者（避難行動要支援者を含む）の特性に応じた配慮

避難所へ要配慮者を受け入れた際には、その特性を理解して配慮する必要があります。

また、障害があっても一見、障害があるようには見えない方もいることに注意が必要です。

障害者手帳や「防災・緊急時安心カード」（住所、氏名、緊急時の連絡先、か

かりつけ医療機関名、常備薬の種類などを記載したもの)、常備薬、服薬量がわかるメモ(処方箋)、お薬手帳のコピーなどの要配慮者の所持品を確認することで支援に必要な情報を得られることがあります。

	特徴的なこと	受入にあたって必要な配慮等
視覚障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声によるコミュニケーションが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示板やチラシなど文字による情報は、読み上げるなど音声にして伝える</li> <li>トイレの場所や食事の配給場所へのルートと一緒にガイドしながら説明する</li> <li>盲導犬を伴っている場合、直接盲導犬を引いたり触ったりしない</li> </ul>
聴覚障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話、要約筆記、文字、絵図等を使用した「目で見える情報」によるコミュニケーションが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような方法でコミュニケーションをとればよいのか、まず本人に確認する</li> <li>話すときはまっすぐ顔を向け、口を大きく動かす</li> <li>身振りや筆談、手のひらに書く、携帯電話やスマートフォンの文字入力も有効</li> <li>情報伝達に取り残されないよう避難者全体への連絡は掲示板などの表示を活用する</li> <li>避難者用にテレビ等が設置されたときは字幕機能を活用する</li> <li>防災倉庫内の聴覚障害者用支援ボードを活用する</li> </ul>
言語障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時でも言葉で人に知らせることが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話や文字情報などにより、情報を伝える(場合によっては筆談具を用意する)</li> </ul>
肢体不自由のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす等の補助用具が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動線に段差が少ない居場所を確保する</li> <li>歩行が困難な人に対しては、支援の方法を聞き、腕を持つなどの必要な介助を行う</li> <li>車いすの通路を確保する</li> <li>手の不自由な方への配慮として、食事や衣服の着脱、トイレなどの介助が必要</li> <li>行動範囲が狭いので、必要な物は身の回りに置く</li> </ul>
内部障害・難病の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工肛門、人工膀胱のある方、人工透析を受けている方、酸素ボンベを使用している方などもある</li> <li>車いす等の補助用具が必要なことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身に負担を掛けないよう気配りする</li> <li>食事制限や常用薬を確認する</li> <li>ストマ用装具(人工肛門、人工膀胱の方)など確保が必要な用具を確認する</li> <li>酸素ボンベを使用している方は、転倒、破損しないような場所やスペースを確保する</li> <li>人工呼吸器等の医療系機器を使用している場合、優先的に電源を使用ができるようにする。ただし、発電機や太陽光発電設備などの避難所の非常電源については、医療系機器の動作がメーカーによる使用想定外であるため、停電時は医療機関への搬送を優先し、生命の危機に瀕する場合に限り、当事者の責任において使用を可とする</li> </ul>

知的障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態等の認識が不十分なことがある</li> <li>・環境の変化による精神的動揺が見られる場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穏やかな口調で具体的に、短い言葉で、絵・図・文字などを組み合わせてわかりやすく伝える</li> <li>・精神的に落ち着ける個室に近い環境を提供する</li> <li>・順序を守るということが理解できない場合は、物資を個別に配給する</li> </ul>
発達障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感覚過敏のある方は、音・明暗・臭い等が原因で、避難所内に過ごせない場所がある</li> <li>・急激な環境や予定の変更に適応が難しい</li> <li>・状況判断が苦手で、強いこだわりを持つ人もいる</li> <li>・年齢相応の落ち着きがなく、衝動性がある</li> <li>・読み書き困難の方は、書類のやりとりが苦手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大勢の方がいる場所では本人が混乱するので、間仕切りなどにより居場所を特定する</li> <li>・感覚が原因で避難所生活に支障がある時は、部屋の隅のスペースを間仕切りで遮断するか、簡易テントなど、落ち着ける場所を提供する</li> <li>・変更時は早めに個別連絡して、納得してもらう説明が必要</li> <li>・状況が読めずマナー違反をしている時は、迷惑行為の注意でなく、望ましい行動を具体的に説明する</li> <li>・配給物資に納得できないほど強いこだわりを持つ方には、可能なら物資交換する（わがままではない）</li> <li>・衝動的な感情が見受けられた時は、その場で説明するよりも、静かな場所に移動して、気持ちが落ち着いてから丁寧に説明する</li> <li>・読字困難の方には読み上げ等による音声情報、書字困難の方には代筆等の配慮が必要</li> </ul>
精神障害のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による精神的動揺が見られる場合がある</li> <li>・パニック状態になると幻聴幻覚が現れることがある</li> <li>・障害者手帳を所持していない方でも自立支援医療受給者証<sup>(注)</sup>を所持している場合は支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中では不安感や緊張感を感じやすいので、不安を感じさせないよう穏やかな対応を心がける</li> <li>・自分の気持ちを表現しにくく、誤解を受け孤立しやすいため、分かりやすく、単純な言葉かけを心がける</li> <li>・常用薬が不足したり、症状の悪化が見受けられる場合は、保健所や避難所を巡回する保健師に相談する</li> </ul>
認知症の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいことの記憶が難しく、緊急事態の認識が不十分なことがある</li> <li>・環境の変化に弱く、精神的動揺が見られることがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「驚かせない」、「急がせない」、「自尊心を傷つけない」の3つの「ない」が対応の基本</li> <li>・急激な環境の変化に対応できないため、可能であれば個室や仕切りなどを利用し、静かでゆっくり対応できる場所を確保する</li> <li>・安心できるよう顔見知りの人が近くにいる環境を確保する</li> </ul>

妊産婦・乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠初期（～15週）の場合、外見上、妊娠していることが分かりにくい</li> <li>・妊娠後期（28週以降）では早産（妊娠37週未満）のリスクが高くなる</li> <li>・出産後8週間程度は母体の回復のために十分な休養が必要</li> <li>・乳児（1歳未満）は体温調節機能や免疫などが未熟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防寒、避暑対策（特に妊娠後期や乳児）として空調がない（使えない）場合は、毛布、段ボール、新聞紙、カイロ、うちわ、保冷剤などを活用する</li> <li>・お腹が大きくなってきた妊婦には、洋式トイレの確保が必要、乳幼児の場合は保護者と一緒に入るため、障害者用トイレも有用</li> <li>・個室に近い環境が難しい場合には、安静にできる場所や横になって仮眠できる場所を確保する</li> <li>・トイレや授乳など共用部分に行く回数が多いため、体育館など一般の居室では通路に出やすい場所を確保</li> <li>・物資の配給では「早い者勝ち」にならないよう、時間差で配給を行う、グループごとに取りに行くなどの対策が必要</li> </ul>
---------	---	---

（注）自立支援医療受給者証は、継続的に精神通院医療を受けている方が所持するもの。

## （7）帰宅困難者

駅周辺の避難所は、帰宅困難者が立ち寄る状況が考えられるため、帰宅困難者を避難所に受け入れる際に、無用な混乱を避け、円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者のそれぞれの避難事情を考慮し対応する必要があります。帰宅困難者を避難所で受け入れる際には、次のとおり行います。

### ア 入退出情報の管理

物資の適切な調達と配分及び避難所の安全対策を考慮して、帰宅困難者について入退出の管理を行います。避難所の運営スタッフの人数や混雑の程度などを踏まえ、避難者カードに記入してもらい、地域住民と区別して入退出管理用の名簿を作成します。

### イ 生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に食糧・毛布といった生活物資を提供します。原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配します。

### ウ 避難スペースの取扱い

帰宅困難者は入退出の頻度が地域住民より多くなるため、地域住民用と帰宅困難者用の利用スペースを分離しておきます。状況によっては屋外スペースについても、活用方法を検討します。

### エ 情報の提供

各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言サービス及び災害用伝言ダイヤルの利用方法等の情報を提供を検討します。



## オ 要配慮者

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障害者などの要配慮者については、地域住民の要配慮者と共に利用環境を確保します。

## カ 地域住民の理解

避難所の円滑な運営のためには、地域外の帰宅困難者を受け入れることについて、地域住民の十分な理解を得ることが不可欠となります。

そのため、公共交通機関の運休や道路被害等により多数の帰宅困難者が発生し、支援が必要となっている状況を地域住民に十分説明し、助け合いの精神を醸成することが重要になります。

※さいたま市では駅付近の大規模収容施設（公共施設、民間施設）を中心に、協定を締結し、「帰宅困難者一時滞在施設」として確保を進めているほか、帰宅困難者の発生の規模により、必要に応じて、二次避難所の開設も考慮します。

## （８）在宅避難者

災害による家屋の損壊、滅失により自宅で生活することができない場合は、避難所で避難生活を送ることになりますが、自宅が被災をまぬがれた場合は、自宅で在宅避難をすることとなります。

避難所での生活は、プライバシーの確保が難しく、環境の変化により体調を崩すこともあるため、本市では、可能な限り在宅避難ができるよう、最低3日、できれば7日分の水・食料等を備蓄するなどの啓発を行っています。

在宅避難者は、避難所運営委員会に参加している自治会や自主防災組織からの報告や、指定避難所への直接来所の際に避難者カードにより受付し、避難者台帳へ登録します。

指定避難所は、その地域の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点となるため、指定避難所の避難者だけではなく、在宅避難者に対しても情報の提供・物資の配給を行います。

災害対策本部へ物資の要請を行う際には、避難者台帳を基に在宅避難者の分も含めて要請を行います。

## （９）身近な地域の防災拠点

自治会館やマンションの集会所などのうち、耐震性など一定の条件が整った施設を避難施設として登録しています。自主防災組織によって運営され、指定避難所を補完する施設として位置付けています。

「身近な地域の防災拠点」に避難した避難者については、避難者カードの提出によって、指定避難所と同じく「避難者」として扱います。指定避難所は、「身近な地域の防災拠点」の避難者分の配給物資を用意しますので、指定避難所の避難所運営委員会活動への継続的な参加が登録条件となっています。

## (10) 停電時の対応

避難所の開設時や開設後に停電が発生している場合は、非常用の電源を使用します。

避難所には非常用発電機とガソリン缶を備蓄していますので、投光器などの電源として利用することができます。

その他、さいたま市立学校には、太陽光発電設備・蓄電池システムが整備されており、停電時でも非常用コンセントから電気を使用することができます（P57参照）。

## 6 避難所運営委員会

### (1) 避難所運営委員会に求めるもの

平成28年熊本地震の際、避難所では、余震が続き、ボランティアの受け入れができず、支援物資の集積拠点では、仕分けや配送作業の人員不足が深刻な課題となりました。

また、避難所以外での車中泊や、テント生活を余儀なくされた避難者も多く、避難所外の避難者の把握に迫られ、職員が不足したことから、被災地の避難所運営は、自治会やボランティアを中心に行わざるを得ない状況でした。

この教訓から、避難所運営委員会では訓練などを通じて、運営リーダーや市職員が避難所の運営に携われない場合であっても、訓練に参加した住民が「何が必要か」「何をすべきか」など、訓練などを通じて、見たり、聞いたりしたことを、災害時に生かせるようにすることが避難所運営に必要な不可欠です。

平常時から役割分担や施設の利用方法などを定め、訓練を通じて広く地域住民に見てもらい、体験してもらうことが、いざとなった場合に、運営リーダーや市職員が不在の状況であっても対処できる避難所運営へとつながります。

### (2) 避難所運営委員会の構成

- ①運営リーダー（自治会長など積極的にかかわっていただける方から選出）
- ②運営副リーダー（避難所周辺の自治会等から選出）
- ③施設管理者 数名（校長、教頭、所長等）
- ④避難所担当職員 原則6名程度（近隣在住職員など）
- ⑤その他避難所に関する団体の長など

#### <さいたま市防災アドバイザー>

さいたま市では、地域防災力の担い手として、防災士の資格を持つ方を「さいたま市防災アドバイザー」として認証しています。

地域の方々によって災害時の避難行動や役割などを定めておく「地区防災計画」の策定支援や、DIG（災害図上訓練）<sup>(注1)</sup>やHUG（避難所運営ゲーム）<sup>(注2)</sup>などという図上訓練の実施支援者として、区役所総務課を通じて自主防災組織等に派遣しています。

なお、多くの防災アドバイザーの方に、避難所運営委員会や防災訓練に参画いただいています。

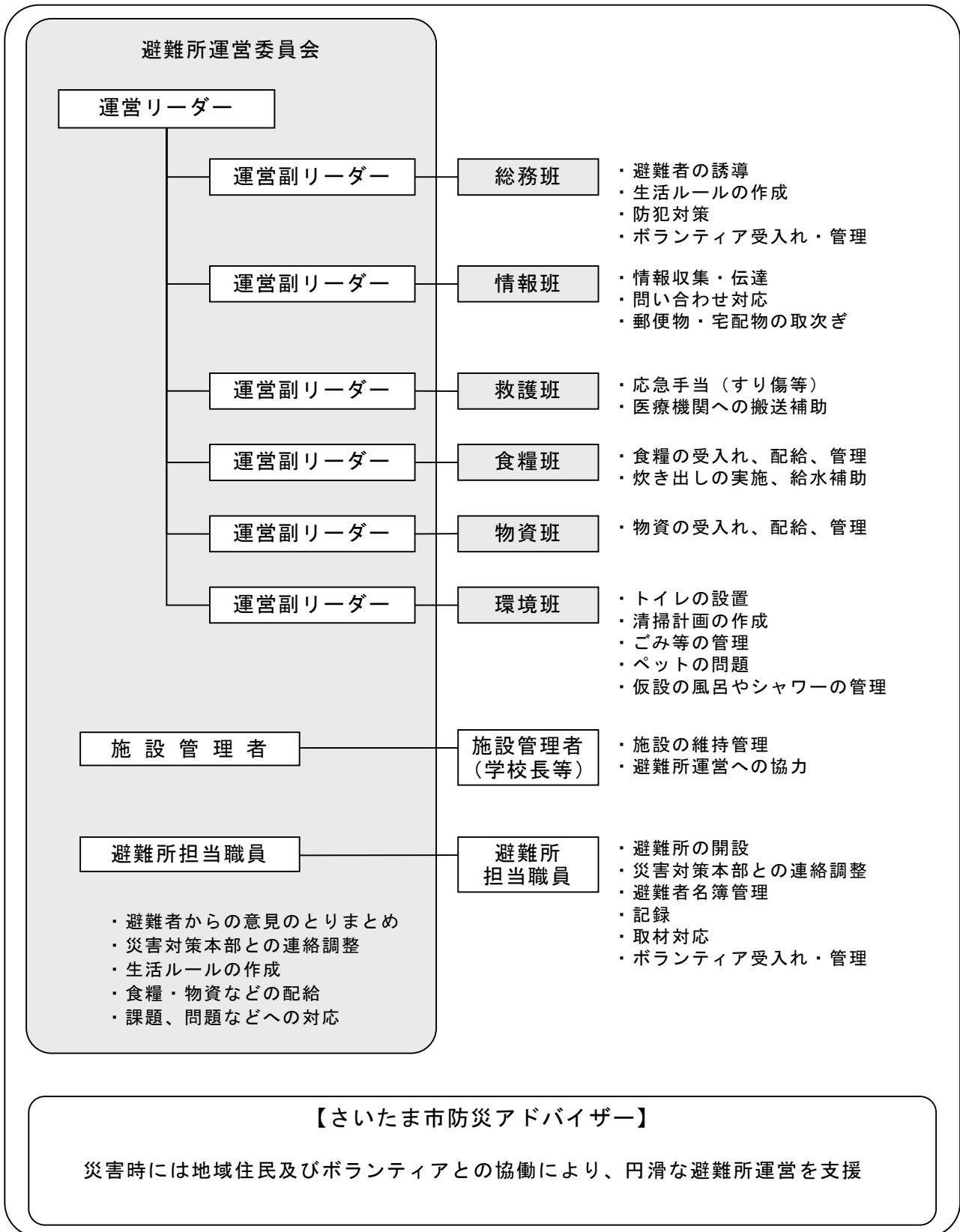
#### <さいたま市避難所運営後方支援者>

避難所運営後方支援者は、災害が発生し、避難所が設置された際に、避難所運営に協力するとともに、災害ボランティアセンター等を通じて避難所に派遣されるボランティアの受入れ・管理などを行います。

(注1) 参加者が地図を使って地域の防災対策(危険箇所、避難経路等)を検討する訓練。Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとってDIGと呼ばれている。

(注2) 避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。静岡県が開発した。

## 避難所運営委員会の運営組織



※ 各班の役割は、P24～「8 避難所運営委員会の各班の役割分担」に記載

### (3) 避難所運営委員会の平常時の役割

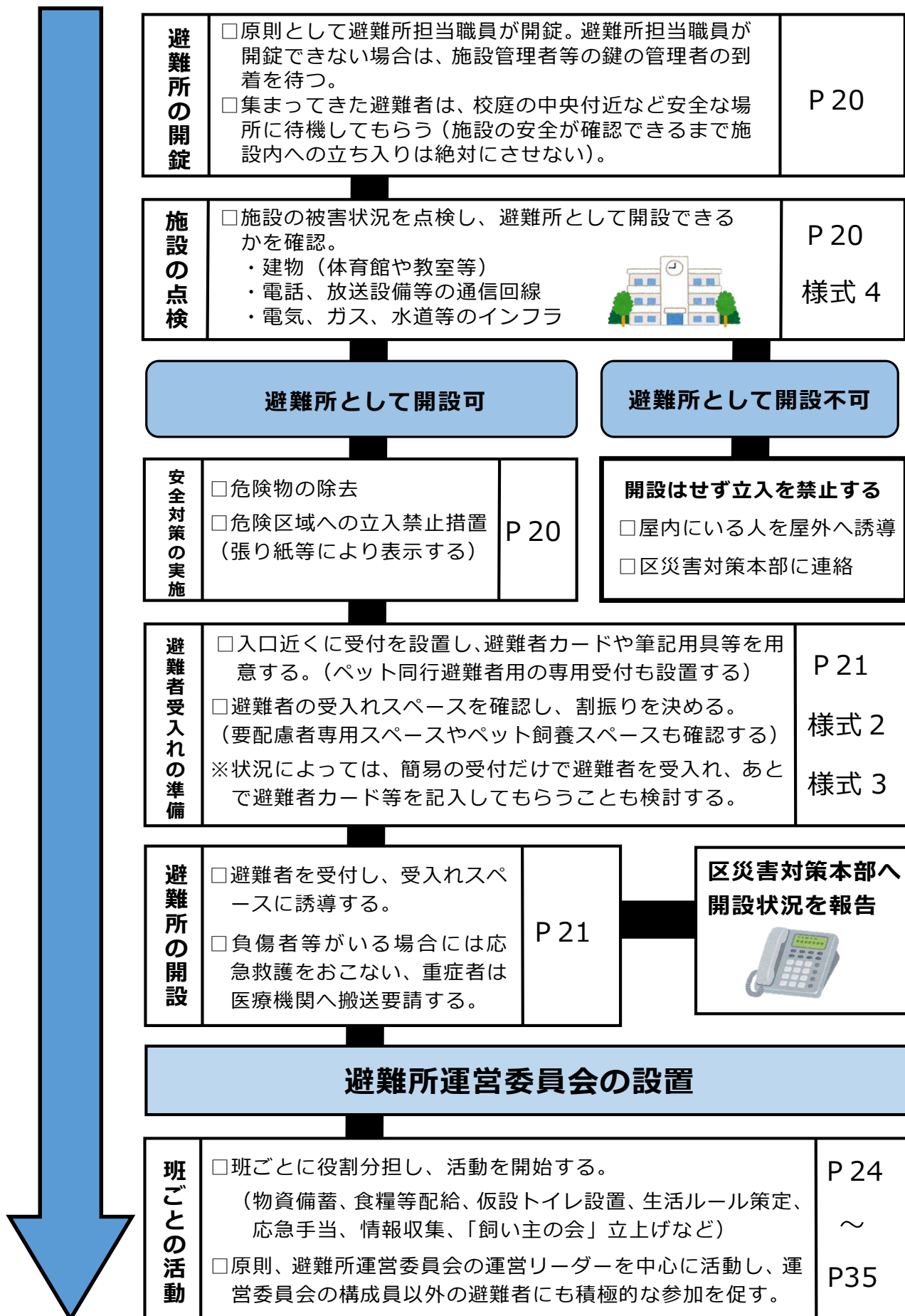
避難所運営委員会は、災害時における避難所の円滑な運営ができるよう、平常時には、次の事項について協議し活動します。

- ア 運営委員会の運営に関すること。
- イ 避難所のマニュアル作成に関すること。
- ウ 避難所に必要な資機材、備蓄品の維持管理に関すること。
  - ・ 施設の利用方法の決定（「11資料編（1）施設の利用方法等）参照）
  - ・ 防災倉庫の備蓄品の確認
  - ・ 避難場所標識の確認（標示板・誘導板・案内図）
- エ 避難誘導體制の確立に関すること。
- オ 情報、連絡体制の確立に関すること。
- カ 訓練の実施に関すること。
- キ その他運営委員会の目的達成に必要な活動に関すること。



## 7 避難所の運営（時系列）

### 避難所開設のフロー



## (1) 災害等初動期（開設～報告）

### ア 開設責任者（開設）

避難所の開設責任者は、原則として避難所担当職員の班長とします。開設に遅れる又は、参集できない場合には、副班長又は施設管理者（校長等）が代行します。なお、避難所運営委員会の構成員及び避難者が協力して開設を行います。

### イ 施設の開錠

- ① 避難スペースを開錠するのは、原則、避難所担当職員とします。
- ② 開錠できない場合には、鍵の管理者の到着を待ちます。また、この間、避難者を避難所敷地内にとどまるよう誘導し、建物内への勝手な立入りは禁止します。

### ウ 施設の点検

- ① 避難所内の施設の被害状況を点検し（安全確認）、避難所として開設できるかを確認します。点検は2人以上で行います。（様式4「避難施設開設チェックリスト」を参照）
- ② 設備が使用可能な状態であるか確認します。  
電話・FAX・災害時優先電話等の通信回線や、電気・ガス・水道、室内損壊状況などの確認、危険区域立入禁止措置等の安全対策、危険物の撤去等を行います。
- ③ トイレは配管の破損などにより逆流や漏水のおそれがあるため、正常に流れることが確認できるまでは、利用を禁止し、非常用排便袋を使用します。
- ④ 施設内の放送設備等の使用方法を確認します。放送設備が使用できない場合には、防災倉庫内に保管のトランジスタメガホンを使用します。

### エ 避難所の開設状況等の報告

避難所の開設状況等の報告は、原則として避難所担当職員から区災害対策本部へ行きます。ただし、平日日中等の発災で、避難所担当職員が到着する前に施設管理者が避難所を応急開設した場合は、施設管理者から区災害対策本部へ開設状況等を報告します。

**【様式4】「避難施設開設チェックリスト」と【様式5】「避難施設被害状況チェックリスト」との違い**  
・【様式4】は、避難所開設時に、受入れにあたり避難所担当職員がすべき事項をチェックするものです。  
・【様式5】は、施設管理者の到着後に、教室等の使用を検討する場合等に用いるものです。  
※施設管理者が独自にチェックリストを作成している場合、【様式5】を使用する必要はありません。

## (2) 避難所の運営（運営期）

### ア 運営の基本事項

- ① 避難所の運営は、原則、避難所運営委員会の運営リーダーを中心に各班が分担・協力して運営を行います。
- ② 避難所担当職員は、運営本部の事務局的な立場として、各班からの報告を受け、区災害対策本部との連絡調整や要請を行い、各班の活動を補助します。
- ③ 避難所運営委員会の構成員以外の避難者に対し、各班の活動に参加するよう促します。（災害の状況によって避難所運営委員会の構成員が十分に避難所に参集できない場合は、避難者に避難所運営委員会に参加してもらいます。）
- ④ 避難所の開設後、二次災害等の危険にさらされた場合、避難所担当職員は、区災害対策本部の指示を仰ぎ、避難者を安全な場所に避難誘導します。
- ⑤ 受付時の事故防止のため、ペット同行避難者用受付窓口を設置します。避難所

運営委員会の指導により、「飼い主の会」を立ち上げ、管理運営を行います。

## イ 避難者の受入れ

- ①施設の安全確認後、開設準備が整い次第、避難者を施設内に誘導します。
  - ②**様式2「避難者カード」**により、避難者の受付を行います。状況に応じ一旦簡易な受付を行い、避難者が落ち着いた後に記入してもらうなどその場の状況を考慮して行います。
  - ③避難スペースの割当てを決めて、避難所内に誘導します。
  - ④要配慮者や同行避難をしてきたペットは、所定の場所へ受け入れます。
  - ⑤集まった避難者カードを基にして、できるだけ早期に**様式3「避難者台帳」**を作成し、報告します。
  - ⑥自動車の乗り入れは原則として認めませんが、止むを得ない場合は、避難者等の通行の妨げにならない位置に駐車させます。  
路上駐車は緊急車両等の通行の妨げとなるため厳禁とします。
  - ⑦避難者がいない場合は、避難所周辺の被害状況を報告し、指示があるまで待機します。
- ※避難者カードは、避難所の避難者に加え、在宅避難者、身近な地域の防災拠点への避難者からも提出があります。
- ※各種様式は、防災倉庫内の「避難所開設用書類一式」に保管されています。
- ※避難者カード・避難者台帳は、災害救助法適用の際の重要な資料となります。
- ※避難者カード等の様式は、最新の様式を使用してください。
- ※性的少数者への配慮として、避難者カードの「性別」欄の記載は任意とします。

## ウ 避難所運営会議

必要に応じて、運営リーダー・担当職員・施設管理者等において「避難所運営会議」を開催し、役割分担・情報の共有・問題点の有無などを確認して、状況に応じた協力体制を検討し、自主的かつ円滑な避難所運営にあたります。

## エ 食糧・物資の利用及び要請

- ①物資については、防災倉庫等に備蓄しているものを活用します。
- ②必要に応じて食糧・物資の支援を要請します。
- ③食糧の配給時は**様式7「食物アレルギー情報」**を活用し、情報を表示するなど、食物アレルギーがある避難者に配慮します。また、**様式8「食物アレルギーカード」**などで食物アレルギーがある避難者の情報を把握し、該当のアレルギー物質を含まない食糧の支援を要請します。

備蓄食糧のアレルギー情報	アレルギー物質
アルファ米（具付き・田舎ご飯・きのこご飯）	特定原材料等28品目不使用
ビスケット	小麦・乳・ごま
アルファ米（白粥）	特定原材料等28品目不使用

- ④食糧・物資の支援を要請する際は、在宅避難者分も要請します。  
食糧・物資等の支援を行う在宅避難者は、避難所運営委員会に参加している自治会や自主防災組織からの報告や避難所に直接来所して、避難者台帳に登録することによって把握します。
- ⑤配布した毛布については、避難者の持ち帰りを可とします。



## オ 避難者割振りの要請

- ①受入人数に余裕がある場合には、受入れ可能な避難者数を報告します。
- ②受け入れきれない場合、または施設が危険な状態である場合は、他の避難所への避難者振り分けを要請します。

## カ 秩序の維持

- ①避難所の生活ルールを出入口に掲示します。
- ②避難者を可能な限り自治会ごとにまとめ、避難所内の区割りを行います。
- ③迷惑行為の防止や共同生活の秩序を守るため、トラブルの発生には速やかに対応します。
  - ・自分から声をかける。
  - ・相手の言い分をよく聞く。
  - ・冷静・理論的に説明する。
  - ・できること、できないことを明確にする。
  - ・相手が納得するまで説明する。
- ④付近の警察署又は交番に警察官のパトロール立ち寄りを依頼します。

## キ マスコミ対応

- ①避難所へ取材に来たマスコミに対応できるように、発表事項を確認し、発表内容を整理しておきます。
- ②プライバシー保護のため、情報管理には十分配慮し、発表内容にも注意します。
- ③取材の申し入れがあった場合は、所属・氏名・取材目的・発表日時及び発表内容を聞き取り、記録するとともに、区災害対策本部へ報告を行います。
- ④マスコミなどから被災者の安否に関する問い合わせがあった場合は、事前に公表して良いか避難者カードにて意向を確認します。
- ⑤避難者の居住スペースへの立入り取材は、その部屋の避難者全員の同意を得た場合のみ許可します。

## (3) 避難所の閉鎖（復旧・復興）

### ア 避難所の閉鎖に向けて

- ①避難所における生活を一旦終了し、帰宅する場合、又は被災地外の肉親、知人を頼って避難所を移るなど、避難者が退所する際には、必ず申し出るようにあらかじめ避難者に周知します。なお、退所者については、「避難者カード」及び「避難者台帳」に記録します。
- ②避難所を縮小・統廃合する場合、学校においては授業の再開を最優先に考え、その他の施設においては施設運営の再開を最優先に考えます。
- ③避難者が少なくなり、避難所の集約のため、他の避難所へ移動することが決定した場合、避難所の移動に関する理解と了承が得られるよう避難者への十分な説明を行います。また、縮小による部屋の移動などにおいても、避難者の了解と協力を得ます。
- ④避難所を移ることが決定した後は、移動の日時、荷物などの搬送のための車両や人員確保などについて、区災害対策本部と協議、調整を行います。

### イ 避難所の閉鎖

- ①閉鎖が決定した場合、避難所撤収の準備に取りかかります。
- ②避難所の後片付けは、原則、避難所運営委員会で行います。閉鎖時に清掃が必要な場合は、防災倉庫に備蓄している清掃用具などを使用して清掃を行います。

- ③閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者の理解と了解が得られるように十分な説明を行います。
- ④避難施設の正常業務に支障のある物品は、撤去・回収しやすいようにまとめておき、また、ごみについては分別します。
- ⑤使用した毛布は、外で使用したものや動物関係で使用したものなど汚れがひどいものと、汚れが少なく再使用可能なものに分けて、段ボールに入れて防災倉庫内に収めます。
- ⑥避難所の閉鎖時期は被災状況や今後の被災予想、残留する避難者に対する閉鎖の後の対応などを十分に勘案して決定します。

## 8 避難所運営委員会の各班の役割分担

### 総務班

- ・避難者の誘導
- ・生活ルールの作成・居室空間及び共同利用場所の確保・管理
- ・避難者及び支援を必要とする在宅避難者の情報収集及び名簿作成・管理
- ・避難者の入所・退所等の状況把握
- ・防火・防犯等、安全の確保
- ・運営委員会の庶務・記録
- ・ボランティアニーズの把握及びボランティアの受入・管理
- ・他の班の業務に属さないこと



### 避難所レイアウト

#### チェック欄

- 共同で利用する空間を確保します。
  - ①運営本部室、②受付、③掲示板及び掲示場所、④面会室、談話室、⑤公衆電話、⑥救護施設（保健室）、⑦調理場所（給食室、校庭）、⑧食堂、⑨更衣室、休養室、⑩洗濯場・物干し場、⑪仮設トイレ、⑫ごみ置き場、⑬シャワー、⑭駐車場、⑮ペット飼養場所

※応急教育、学校再開に必要な施設を確保し、関係者以外は立入禁止とする。  
※避難所における受動喫煙防止のため、避難所敷地内は原則禁煙とします。

#### 教訓

- ・運動場や中庭などのオープンスペースは、テントや仮設シャワー、仮設トイレなどの仮設建物を設置して、就寝、入浴、排泄、休憩、調理、物資等の配給、洗濯、物干し、駐車などさまざまな機能のスペースとして転用された。
- ・避難所に授乳や着替えをする場所がなく、女性が布団の中で回りの目を気にしながら着替えた。
- ・女性専用の物干し場がないため、女性が下着を干すことができず、湿ったままの状態ですぐに着替えるなど、衛生上の問題から、女性特有の症状（膀胱炎・外陰炎など）で体調を崩す人もいた。
- ・男女別の休養室が必要。特に女性専用スペースは、妊産婦等が日中、人目を気にせず休養したり、女性用品等を配給したり、更衣室や授乳室としても利用可能である。
- ・LGBT<sup>(注)</sup>をはじめとする性的少数者（性的マイノリティ）の方は、更衣室やトイレなどをどのように利用してよいか分からず困惑した。男女双方利用可能なトイレや更衣室の設置などについて考慮する必要がある。

(注) LGBT とは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）の頭文字を取った総称。

- 校庭等に集合待機している避難者を自治会・家族単位等で把握し、部屋の割り振りを行います。
  - ※避難スペースの目安は、避難者一人あたりの面積が2㎡です。
  - ※世帯同士の区画の境界は敷物等で区別します。
  - ※物資の搬入等が効果的に行われるよう通路等の動線を確保します。
  - ※状況が落ち着いたら、仕切りや畳を敷くなどして、個人の空間を確保できるようにします。
  - ※暑さや寒さが厳しい場合は、エアコンが設置されている教室等の利用を検討します。

#### 教訓

- ・住民が逃げ込んだところが避難所となってしまった。地域を異にする住民の混在が、住民による自治組織の運営を困難にし、避難所生活における自立へ向けての一体化した立ち上がりを遅れさせる原因になった。
- ・乳児の夜泣き等により他の避難者から苦情が出始めたため、乳児のいる避難世帯を可能な限り別室に移した。また、本部、医療班等の近くの部屋を準備し、本人の同意のもとに入居させることにも考慮する必要がある。
- ・支援物資として間仕切り用パーティションが届いても、プライバシー確保より、全体が見渡せたり、コミュニケーションが取れたりするほうが重要であると判断され、導入されない避難所もあったが、女性を中心に避難者にとって、大きなストレスとなった。

- 受入れ時には、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者とその家族等支援者のためのスペースを優先的に確保します。

#### 要配慮者の居場所の工夫（例）

- 車いす利用者 ⇒ 通路にすぐに出やすい通路側に
- 視覚障害者 ⇒ 自分の位置が把握しやすい壁際に
- 聴覚障害者 ⇒ 掲示板の近くなど、視覚情報が入手しやすい場所に  
筆談用に筆記用具、メモ用紙などを準備
- 認知症・知的障害・自閉症 ⇒ 静かで落ち着ける場所
- 酸素ボンベ使用 ⇒ ボンベが転倒、破損しないような場所

移動が困難な要配慮者については、トイレや水道施設の近くにスペースを設けるなどの工夫が重要です。

※避難所での共同生活が困難な要配慮者がいる場合には、避難所施設の中で居室を別にするなどの配慮をします。さらに最寄りの要配慮者優先避難所のほうが居室環境の配慮が行いやすい場合は移送を検討します。

（要配慮者優先避難所：公民館、大宮ふれあい福祉センター等）

#### 教訓

- ・要配慮者（災害弱者）といわれる高齢者、障害者、病弱者等については、避難所開設時に真っ先に実態を把握しておかなければならない。
- ・被災者が脈絡なく避難所入りし勝手に場所取りをしたため、身動きの取れない状態になり、要配慮者（災害弱者）対策が何一つ打てない状態となってしまった。
- ・寒さが避難者（特に高齢者）を直撃した。
- ・要配慮者（災害弱者）に対して特別の扱いを行う場合、避難所入所者全員に対して事前に十分な説明が必要である。

## 避難者誘導

- 避難者を自治会等の単位で、室内に誘導します。

## 生活ルール

避難所では多くの人に限られた空間で共同生活をする事になり、トラブルも予想されるため、最低限守らなければならない避難所生活のルールを確立しておくことがポイントになります。生活ルールは、公開の場で「自分たちで決めた」という手続きが必要です。

(例)

生活時間	会議の開催日程。食事、消灯、風呂、洗濯の時間。
生活空間	携帯電話の使用、土足厳禁の場所。
当番	トイレやごみ捨て場の清掃、食事の配給。
プライバシー	むやみに他の居室や区画に出入りしない。
放送	〇時で終了。
トイレの清掃	朝〇時、昼〇時、夜〇時に、当番制で行う。
ペット	飼養する場所、飼養ルール。
電化製品	ストーブ、電気毛布、カセットコンロの使用場所。

## 安全・安心の確保

- 避難所関係者全員にいかなる暴力・犯罪行為も許さないこと、気づいたら報告するよう喚起し、暴力・犯罪行為を許さない環境づくりに取り組みます。
- 被害を受けた場合の相談窓口を設置し、掲示板などで周知します。
- 暴力・犯罪行為の被害を受けやすい、女性や子供の意見を取り入れ、巡回警備や、状況により防犯ブザーの配給など、暴力・犯罪対策を進めます。

### 教訓

・避難所で、知らない人が隣に寝ていて、身体を触られた、更衣室をのぞかれたなどの相談が寄せられた。

## ボランティアの受入れ・管理

- ボランティアを円滑に活用するためには、事前に避難者及び在宅避難者または避難所運営の中で支援が必要な項目を、把握しておくことが重要です。
- ボランティアが派遣されて来たら、ボランティアの配置（食糧班・物資班・環境班など）・役割分担等について話し合います。

### 教訓

・ボランティアは主として食糧の炊出し、物資運搬・仕分けなどに携わった。

# 情 報 班

- ・ 情報収集、発信、伝達等
- ・ 安否確認等問い合わせへの対応及び避難者の呼び出し
- ・ 郵便物・宅配便等の取次ぎ
- ・ 避難者に対する、運営委員会が決定した事項の伝達
- ・ 取材対応等報道機関への協力に関すること



## 情報伝達

- 情報を伝達する場合には掲示板を用いるように徹底します。掲示板は入り口付近の目につきやすい場所に設置します。
- 風水害時には、防災倉庫に保管している「洪水時の情報収集先QRコード一覧」を掲示します。※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
- 皆が知るべき重要な情報は掲示板のほかに居室等にも張り出します。重要な情報の例としては、
  - ①本日入手した情報、②市役所の広報、③病院などの情報、
  - ④ライフライン、⑤電車の運行状況、⑥仮設住宅の入居案内などです。

### 教訓

- ・ 知り得た情報については早めに伝達する。被災者は自分の立場を知るために、情報を欲しており、不安解消の効果が期待できる。
- ・ 安否確認問合せ用の掲示板を指定し、常に掲示板に注目するよう徹底させる。

- 情報には掲載の日時を入れるようにします。

### 教訓

- ・ 最も効果的な方法が、テレビ・ラジオ・新聞などのマスコミを通じての情報提供と掲示板を使つての伝達だった。
- ・ 情報収集はもっぱらラジオだった。

- 障害者や外国人、帰宅困難者等に対して、情報の入手や伝達、正しい理解ができるように配慮します。特に重要な情報は、「やさしい日本語」<sup>(注1)</sup>で表示するよう配慮します。(注1)資料編(6)参照

視覚障害者	音声による具体的な言葉で周辺の状況を伝達します。
聴覚障害者	筆談、手話等目に見える方法で伝達します。 防災倉庫内の聴覚障害者用支援ボード <sup>(注2)</sup> を利用します。 (注2)簡単なコミュニケーションをイラストで表現したカード 避難者用テレビが設置された場合、字幕機能を使用します。
外国人	防災倉庫内の多言語表示シート <sup>(注3)</sup> を利用します。 (注3)簡単な案内や掲示内容などを英・中・韓の3か国語で表示したシート 簡単な日本語で、ゆっくり話したり、外国語ができる方の協力を得たりして対応します。 スマートフォンが使える場合は、多言語音声翻訳アプリ <sup>(注4)</sup> の使用も有効です。(注4)資料編(6)参照

## 救 護 班

- ・ けが、急病等の傷病者に対する応急的な処置
- ・ 医療機関への搬送補助
- ・ 医療補助、介護活動
- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者、外国人に対する支援
- ・ 避難施設内の子どもの保育活動及び支援に関すること



- 保健室等の適当な場所を確保し、AEDや「救急セット」等の場所を確認します。
- 呼びかけで、けが、急病等の早急に対応が必要な傷病者を把握します。
- 避難所に備蓄してある「救急セット」を活用し、傷病者へ応急的な手当てを行います。
- 対応が困難なけがや病気の場合は、救急車の手配を行います。
- 区内の医療救護所や近隣の医療機関の開設状況を把握し、緊急時に備えます。
- 高齢者、障害者、病弱者等の要配慮者、慢性疾患で療養の必要な避難者が、福祉避難所や医療機関に移転できるよう補助します。

### 教訓

- ・ 当時の避難所で病人を救うために必要だったのは通常の医療ではなかった。本当に必要だったのは環境の改善とトイレや食事の介護などの生活支援だった。
- ・ 食生活の悪化から、衰弱やお年寄りの脱水症状が目立った。
- ・ 水分の摂取を極端に減らす人が多かった。
- ・ 体調の不調、精神的不安定を訴える人が増え、それに対するケアや、住宅等の情報の充実、プライバシーの保護、心身のリフレッシュ等、避難所生活の質的向上対策が重要となる。

### 【医療救護所】

震度6弱以上の地震発生時、又は風水害時において災害対策本部が設置された時に、必要に応じて各区の医療機関敷地内に医療救護所を設置し、医師会より医療救護班を派遣していただくよう協定を締結しています。

区名	医療救護所
西	指扇病院敷地内
北	彩の国東大宮メディカルセンター敷地内
北	さいたま北部医療センター敷地内
大宮	自治医科大学附属さいたま医療センター敷地内
見沼	さいたま記念病院敷地内
中央	さいたま赤十字病院敷地内
桜	三愛病院敷地内
浦和	埼玉メディカルセンター敷地内
南	秋葉病院敷地内
緑	共済病院敷地内
岩槻	丸山総合病院敷地内

## 食 糧 班

- ・避難者及び近隣の在宅避難者に対する食糧の配給
- ・炊き出しの実施
- ・食糧の調達、受入れ、管理、配給
- ・飲料水の調達、受入れ、管理、配給
- ・炊き出しボランティアへの指示
- ・不足している食糧の名称及び数量の把握・報告
- ・食中毒の防止に関すること



### 食糧・飲料の管理

- 食糧を入庫する際に、消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記載しておきます。
- 食糧は、低温かつ清潔な場所で保管し、直射日光や暖房のあたる場所を避けます。
- 離乳食、アレルギー対応のミルク、食べ物を飲み込みにくい方向けの食糧、食物アレルギーがある避難者向けの食糧は、一般の食糧と区分して管理し、必要とする避難者に優先して配給できるようにします。

### 食糧・飲料の配給

消費期限:安全に食べられる期限(期限を過ぎたら食べない)

賞味期限:おいしく食べられる期限(期限を過ぎたら要注意)

- 食糧の配給は、消費期限や賞味期限に十分に注意を払い、避難者に配給します。また、消費期限を過ぎたものは配給せずに、全て廃棄します。
- 食糧の配給基準をルールとして定めます。
- 市役所から配給する食糧・飲料水は、避難人数の報告により原則として人数分が配給されます。混乱のないよう、また、全員に行き渡るよう配給するようにします。
- 食糧の配給は「平等」を原則としますが、状況に応じて要配慮者等に優先的に配給することを検討します。
- 差し入れによる食糧等は、要配慮者を優先して配給します。
- 食物アレルギーがある避難者がいないか声をかけ、様式8「食物アレルギーカード」などで食物アレルギーがある避難者の情報を把握し、避難所担当職員を通じて該当のアレルギー物質を含まない食糧の支援を要請します。
- 食糧を配給する際は、様式7「食物アレルギー情報」を活用し、情報を表示するなど、食物アレルギーがある避難者に配慮します。

### 教訓

- ・避難所で配給する際は、並ばせないようにした。並ばせて渡すと、困るのは障害者やお年寄り、赤ちゃんを抱えた人である。
- ・市内各地区では水道、ガス等のライフラインの供給がストップしており、各避難所に食事のみ取りに来る人もあり、数が不足することもあった。
- ・東日本大震災では、アレルギー対応食品が一般の物資と交じり、必要な人に配られないケースやアレルギーに対する無理解から「緊急時にわがままを言うな」と言われた人もいた。



## 炊き出し

- 炊き出しは多くの人手を要します。できるだけ多くの避難者に声をかけ、一部の人の負担がかからないようにします。
- 食中毒に注意をします。生ものは避け、加熱処理をします。夏季は特に注意します。食器は使い捨て容器を使うようにします。
- 炊き出しの際は、様式7「食物アレルギー情報」を活用し、使用している食材のアレルギー情報を表示します。

### 教訓

・(神戸市では)大量の弁当・パン類は、関西一円はもとより関東以西の広域から調達された。一部は空輸されたが、市内に入る道路は渋滞を極め、輸送に長時間を要した。また、製造年月日不明のものも見受けられた。一方、被災者は、当初「次にいつ配食があるか分からない」という不安感から、炊き出しによって食べきれない弁当を長時間保存する人も多く、配食後の保管などにも衛生上の問題が見られるようになった。

## 【食物アレルギーについて】

### 食物アレルギーは「好き嫌い」や「わがまま」ではありません

食物アレルギーがある方は、原因となる食物を食べることで、**かゆみやじんましんなどの症状**が出たり、人によっては、**命に関わる重い症状が出る**場合もあります。

#### ●主な食物アレルギーの症状（症状の出方には個人差があります）

比較的軽い症状：かゆみ、じんましん、唇やまぶたの腫れ、息苦しさ、吐き気  
 重い症状：全身に複数の症状が重なる、ぐったりして意識がもうろうとする

食品表示法では、アレルギー物質のうち、患者数が多いか、重い症状を引き起こすことが多い7品目（特定原材料）の表示を義務付けており、特定原材料と比較して患者数が少ないか、重い症状を引き起こす例が少ない21品目については、可能な限り表示するよう努めることとして、表示が推奨されています。

※令和元年9月19日に、＜義務品目＞の「落花生」が「落花生（ピーナッツ）」に表記方法が変更となり、＜推奨品目＞に「アーモンド」が追加されました。

※平成30年度以前に購入した備蓄食糧については、27品目表記です。

＜義務品目＞特定原材料7品目	＜推奨品目＞特定原材料に準ずるもの21品目		
・卵	・アーモンド	・あわび	・いか
・乳	・いくら	・オレンジ	・カシューナッツ
・小麦	・キウイフルーツ	・牛肉	・くるみ
・そば	・ごま	・さけ	・さば
・落花生（ピーナッツ）	・大豆	・鶏肉	・バナナ
・えび	・豚肉	・まつたけ	・もも
・かに	・やまいも	・りんご	・ゼラチン

## 物資班

- ・避難者及び近隣の在宅避難者に対する物資の供与
- ・物資の調達、受入れ、管理等
- ・不足している備蓄物資及び支援物資並びに生活必需品の名称及び数量の把握と報告
- ・防災資機材や備品の管理
- ・在宅避難者のための物資窓口の設置に関すること



### 物資の配給

- 物資の配給は「平等」を原則としますが、状況に応じて要配慮者等に優先的に配給することを検討します。
- 毛布など緊急性の高い物資は、高齢者、子どもなど要配慮者を優先に配給します。
- 物資の配給基準をルールとして定めます。
- 女性の物資担当者を配置し、生理用品や下着等の女性用品の配給や女性が必要とする物資の要望を受け付けます。
- 支援物資として簡易テント、間仕切りなどが配給された場合は、授乳・おむつ替えなど共同利用や要配慮者への支援に優先して活用します。

#### 教訓

- ・物資担当者が男性であったため、女性が必要とする物資の要望が出しにくく、女性の要望に応じた支援物資の供給ができていなかった。また、女性用下着や生理用品が届いても、男性が配給しているため、恥ずかしさからもらいに行きづらいという声が聞かれた。

### 生活必需品

- 避難当初は、備蓄物資以外の生活必需品の確保は困難が予想されます。差し入れがあった場合、要配慮者や一般避難者の状況を把握して優先順位をつけ支給するようにします。
- 自治会単位で支給場所・時間を定めて支給するなど混乱防止に努めます。
- 応急の食糧、飲料水、生活必需品は避難所に配送されるため、在宅避難者にも配送されてきた物資を配給する必要があります。場所を分けて配給するなど、支給方法について考慮しておく必要があります。

#### 教訓

- ・マスコミに報道された避難所に支援が集中し、避難所間の格差が生じた。
- ・物品が役所からたくさん来たが、外でテントを張っている方、全半壊の家に無理やり住んでいる方がいるのに、学校にいる方だけが避難者だという感覚を持ってしまったので、その他の方が非常に困っていた。
- ・しばらくすると、食事が満足に行き渡っていない所もあるが、あるところは腐っているという状態が目立ってきた。
- ・ある地域では地震発生後10日頃までが最もひどく、食糧は配給されていたが偏りがあるなど、役所も正確な避難所数や被災者数を把握できていなかった。

## 環 境 班

- ・ トイレ、ごみ置場、風呂の設置及び衛生管理
- ・ トイレの清掃
- ・ 避難施設内の清掃及び整理整頓
- ・ 避難施設内の冷房・暖房等生活環境
- ・ 犬、猫その他ペットの飼養に関する「飼い主の会」の立ち上げ及び指導  
(避難所におけるペット対応マニュアル参照)
- ・ 生活水の確保、管理、使用に関すること



### 衛生管理

- 施設の清掃は、清掃計画を作成し、当番制で行います。
- 清潔の保持のため、土足厳禁の区域を設定します。
- 避難者の「手洗い」と消毒を励行し、感染症の予防に努めます。  
(避難所における感染症予防の方法については、本市ホームページ内に詳しく掲載しています。  
<https://www.city.saitama.jp/002/001/008/004/001/p016950.html>)
- 避難者が連れてくるペットの飼養場所を決めます。

### 生活用水

	飲料用 調理用	手洗い 洗 顔 歯 磨き	風呂 洗濯	トイレ
ペットボトル飲料水	◎	○	/	/
災害用貯水タンクの水	◎	○	/	/
給水車の水	◎	○	△	/
浄排水場施設の水 非常用災害井戸	◎	○	△	/
ろ過水	△	△	○	○
プール、河川水	×	×	×	◎

- ◎：最適な使用方法
- ：使用可
- △：やむをえない場合のみ使用可
- ×：使用不可

### 風呂・シャワー

- 避難所における生活が長引く場合には、風呂やシャワーの確保も大きな問題となります。近隣の親戚、知人へのもらい湯、公衆浴場の利用を避難者に対し推奨します。
- 仮設風呂やシャワーが設置されたときには、平等に利用の機会を割り振ります。

## トイレ

- 下水に被害がないときは、避難所施設内のトイレを使用します。ただし、トイレが正常に流れることが確認できるまでは、使用を禁止し、非常用排便袋を使用します。  
また、使用開始後も、異音や流れづらさなどが確認された場合には、ただちに使用を停止します。
- 下水に被害がある時や排水用の水を確保できない時は、以下の災害用トイレを使用します。衛生の観点から、①非常用排便袋を優先的に使用します。

①非常用排便袋	避難所施設内の洋式トイレや②簡易トイレにセットして使用します。
②簡易トイレ	避難所施設内和式トイレの個室や簡易トイレ用テント内で、非常用排便袋をセットして使用します。
③マンホール型トイレ	地中に便槽を埋め込んだ汲み取り式の仮設トイレです。市立小・中・高等学校に整備されています。
④組立式仮設トイレ	防災倉庫に保管されています。
⑤仮設トイレ	市内のレンタルトイレ事業者と災害時の協定を結んでおり、災害時には工事現場などで使用する仮設トイレを必要な避難所に設置します。

- 仮設トイレは井戸や食堂の近くでなく、バキュームカーの出入りがしやすい場所に設置します。
- 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- 排水の可能なトイレは、プールの水等を利用して使用します。

## ごみ処理

- ごみの集積場は次の条件に合うような場所に設置します。
  - ①清掃車の出入りがしやすいところ。
  - ②居室から離れ、臭いが防げるところ。
  - ③直射日光が当たりにくいところ。
  - ④屋根があるところ。
- 清掃当番をすぐに決め、衛生点検を行います。
- 生ごみは腐敗しやすいので、分別して日陰に集めるなど保管に注意します。
- 使用済みの非常用排便袋やおむつは、燃えるごみとして、他の燃えるごみとは別にまとめておきます。使用済み排便袋保管用の大袋（フレキシブルコンテナバック）に入れ、収集までの期間、屋外のひさしの下などに保管しておきます。なお、搬出用のクレーン付きトラックが作業できるスペースを確保してください。

## 避難所担当職員

- ・避難所運営委員会と災害対策本部との橋渡し（連絡調整）
- ・総務班が行う避難者及び支援を要する在宅避難者の名簿作成・管理の責任者
- ・作成された名簿を区統括班へ提出

避難所担当職員は、避難者の人数、状況等を把握するため、避難者名簿・避難者台帳を作成し、区統括班に提出します。提出された避難者台帳は区統括班によって集約され、市災害対策本部の避難班を経て、本市全体の避難者台帳が集約され、危機管理センターに報告されます。

避難者台帳の作成は、発災直後の入所時に行うことは困難であり、個人の事情も考慮しなければなりません。また、自宅に大きな被害が無くても、ライフラインが途絶したような場合は、昼間のみ避難所に来て、夜間は自宅に帰るといった被災者や、一時立ち寄りの徒歩帰宅者等も予想されますので、避難者カード等を活用して入退出を管理します。

したがって、発災直後は避難所利用者数を報告することとし、その後、台帳を作成・更新・報告する等の現実的に実行可能な手順を決めておくものとします。また、復興期に入った場合は、更新頻度を少なくするなど考えられます。

※災害対策本部の体制維持と、避難所の持続的な運営のため3名ずつを基本とした2班体制による交代勤務が可能となるよう、令和2年度から避難所担当職員を原則6名へ増員しています。

### □ 所定の避難所の開錠

※自動車の乗り入れは原則として認めないこととしますが、止むを得ないときは、駐車位置をなるべく端に寄せるようにします。

### □ 避難所の施設・設備の点検

①電話、FAX、災害時優先携帯等通信回線、②電気、ガス、水道、放送設備の状況、③室内の損壊状況、④危険区域への立入禁止措置、⑤危険物の除去  
※危険箇所は、立入禁止としロープや貼紙で注意を呼びかけます。

### □ 避難者の誘導（「総務班の避難者の誘導」の項参照）

要配慮者を所定の場所に受け入れます。避難所での共同生活が困難な要配慮者は、適宜移動させるよう避難班または区総括班へ要請します。

### □ 避難者の受付、避難者台帳の作成

防災倉庫内の「避難者カード」により、避難者の受付を行います。  
また、「避難者カード」に基づき、避難者台帳を作成します。

### 教訓

- ・開所当初は、どこの避難所においても外部からの安否確認の対応に追われた。50音別、部屋別の名簿を作成しておくことが必要である。
- ・各地から尋ね人や安否確認の電話が殺到しはじめ、避難者名簿の確認、各避難所への問い合わせなどに追われることが増えた。

□ 負傷者・病人の対応

保健室等を利用し、けが人の応急措置(すり傷等の措置)を実施します。重傷者等、緊急に治療を要する者は、医療機関への搬送を手配します。

**連絡・報告**

□ 情報伝達手段の確認

避難所の一般電話・FAX、インターネット、災害時優先携帯電話、移動系防災行政無線など、被災状況に応じた、連絡・情報伝達手段を確保します。

□ 避難所の開設報告

総合防災情報システムや「避難所開設状況報告書」等により区統括班に報告します。なお、報告書は定期的に作成し、迅速に報告します。

□ 放送設備等の利用

放送設備の使用方法等を確認し、放送により、避難者への各種連絡・呼び出し、本部からの情報伝達や避難所状況の周知等を行います。

□ 物資の配送依頼

必要に応じて区統括班へ物資の配送を依頼します。

□ 避難者がいない場合の対応

避難所周辺の被害状況を区統括班に報告し、指示があるまで待機します。

**主要連絡先一覧**

	名 称	電 話(048)		名 称	電 話(048)
1	災害対策本部情報センター	829-1111	20	大宮国道事務所	669-1209
2	総務局危機管理部防災課	829-1127	21	荒川上流河川事務所西浦和出張所	861-9129
		829-1126	22	埼玉県さいたま県土整備事務所	861-2495
3	消防局 警防課	833-7944	23	さいたま市警察部	825-0145
4	消防局 指令課	833-1422	24	浦和警察署	825-0110
5	西区役所総務課	620-2613	25	浦和東警察署	712-0110
6	北区役所総務課	669-6013	26	浦和西警察署	854-0110
7	大宮区役所総務課	646-3013	27	大宮警察署	650-0110
8	見沼区役所総務課	681-6013	28	大宮西警察署	625-0110
9	中央区役所総務課	840-6013	29	大宮東警察署	682-0110
10	桜区役所総務課	856-6123	30	岩槻警察署	757-0110
11	浦和区役所総務課	829-6015	31	東日本旅客鉄道(株)	642-7325
12	南区役所総務課	844-7123		大宮支社	642-7316
13	緑区役所総務課	712-1123	32	東武鉄道(株)大宮駅	642-2773
14	岩槻区役所総務課	790-0115	33	埼玉新都市交通(株)大宮駅	643-1818
15	北部建設事務所	646-3199	34	埼玉高速鉄道(株)	878-5201
16	南部建設事務所	840-6199	35	NTT(株)埼玉支店	830-8828
17	北部都市公園管理事務所	646-3178	36	日本通運(株)埼玉支店	822-1111
18	南部都市公園管理事務所	840-6178	37	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	638-3676
19	水道局水道総務課	832-1111	38	東京ガス(株)埼玉支店	838-0111

## 9 福祉避難所

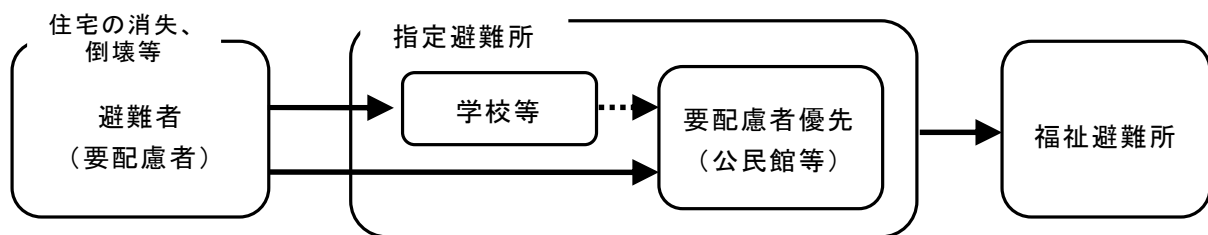
本市は、災害が発生し、住宅の消失、倒壊等により自宅での生活が困難になった住民を、まず、各避難所で受け入れることとしています。

そして、避難所では高齢者、障害者、乳幼児など、要配慮者とその家族等支援者のためのスペースを優先的に確保することとしています。

また、学校等に比較して施設の規模は小さいものの、比較的良好な居室環境を確保しやすい公民館等の施設を、要配慮者を優先して受け入れる避難所（要配慮者優先避難所）と位置付けています。

しかしながら、要配慮者優先避難所を含め、避難所には要配慮者を受け入れるための専門的な知識、技術のある人材や専用の設備、器材が整備されているものではないことから、これらの一般的な避難所では生活に著しく支障をきたす要配慮者に対して特別な配慮ができる避難所が必要となります。

このように、要配慮者の中でも一般的な避難所では生活が著しく困難となる避難者を受け入れる施設を福祉避難所と位置付けています。



### (1) 福祉避難所とは

福祉避難所は、高齢者や障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設のことです。本マニュアルでは、災害対策基本法上の指定をした指定福祉避難所及び本市と要配慮者の受入れに関する協定を締結する社会福祉施設等を福祉避難所と表記しています。

なお、福祉避難所は、災害発生から概ね3日程度経過後の開設を想定しており、災害発生当初から避難所施設として開設することは原則としてありません。これは、福祉避難所が、平常時には入所又は通所施設として運営されており、災害時には、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で、施設の空きスペース等を利用して開設する必要があるためです。

また、福祉避難所の避難者の滞り場所は、必ずしも入所者用の部屋ではなく、多くの場合、施設内の会議室やリハビリ用のスペースなどが想定されています。

### (2) 福祉避難所の対象者

高齢者、障害者等の要配慮者のうち、一般の避難所では生活に著しく支障をきたす方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の避難者とその家族等支援者（1名程度）を対象としています。

ただし、福祉避難所に位置付けられた施設には、平常時からの入所者・通所者がいるため、対象となる避難者全員を受け入れることが困難な場合には、より必要性の高い方から、順次受け入れることになります。

地域防災計画では、要配慮者の中でも、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付けています。

避難行動要支援者は、要配慮者の中でも一般的な避難所では生活への著しい支障が想定されることから、福祉避難所の対象者として必要性の高い要配慮者

と想定されます。

【避難行動要支援者の範囲】

在宅の方	高齢者	○要介護認定を受けている (要介護2～5) ○要支援・要介護認定を受けている、単身又は高齢者のみの世帯 (要支援1・2、要介護1)	
	障害者	○障害支援区分認定者 ○聴覚障害者2・3級 ○身体障害者(内部障害)1級 ○身体・知的障害児 ○特別障害者手当受給者	○視覚障害者1・2級 ○身体障害者(肢体不自由)1・2級 ○知的障害者④・A・B ○精神障害者1・2級

【対象者の状態と避難・搬送先のイメージ】

	軽度	中度	重度	対象
避難所(要配慮者優先スペース) 要配慮者優先避難所	○			専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所		○		要介護・障害の程度が高く、専門的なケアなど特別な配慮を必要とする方
緊急入所 (特別養護老人ホーム・老人短期入所施設等)		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
緊急搬送(病院)			○	治療が必要な方

(3) 対象者の判断目安(スクリーニング)

各避難所では、避難所での対応が困難な方を受け入れた場合、次の判断目安表を活用して対応を検討します。福祉避難所は区分2及び3に該当する要配慮者を対象とし、区分3より区分2に該当する方が優先されます。

区分	判断の目安		避難・搬送先例
	概要(要配慮者の状態)	实例	
1 治療が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱、下痢、嘔吐等で治療が必要</li> <li>被害妄想、情緒不安定による問題行動がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸素吸入</li> <li>透析</li> <li>精神疾患(緊急かつ重度)</li> </ul>	病院(注1)
2 日常生活に全介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり</li> <li>食事、排泄、移動が一人でできない</li> <li>被害妄想、情緒不安定、ひどい物忘れがある(認知症)</li> <li>幻覚妄想、情緒不安定、不眠、著しい意欲低下がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃ろう(経管栄養)</li> <li>たん吸引</li> <li>認知症(重度)</li> <li>精神疾患</li> </ul>	緊急入所(介護施設等)(注2) 福祉避難所



3	日常生活に一部介助や見守りが必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事、排泄、移動の一部に介助が必要</li> <li>・ひどい物忘れなどがあるが状態は安定している(認知症)</li> <li>・情緒の不安定さや不眠、意欲低下などがあるが、内服しながら過ごすことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由</li> <li>・発達障害</li> <li>・知的障害</li> <li>・視覚障害</li> <li>・認知症(軽度)</li> <li>・精神疾患</li> </ul>	福祉避難所要配慮者優先避難所要配慮者優先スペース
4	日常生活はある程度自立しているが、見守りや落ち着いた環境が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事、排泄、移動の一部に介助が必要(家族の介助がある)</li> <li>・産前・産後・授乳中</li> <li>・3歳以下とその親</li> <li>・情緒の不安定さや不眠などがあるが、自覚できており、内服しながら過ごす事ができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者</li> <li>・妊婦・産婦</li> <li>・乳幼児</li> <li>・発達障害</li> <li>・知的障害</li> <li>・視覚障害</li> <li>・聴覚障害</li> <li>・精神疾患</li> </ul>	要配慮者優先避難所要配慮者優先スペース
5	自立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行可能、健康、介助がいらぬ、家族の介助がある</li> <li>・症状を自覚でき、自らが内服しコントロールすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者</li> <li>・妊婦</li> <li>・聴覚障害</li> <li>・精神疾患</li> </ul>	避難所居室

(注1) 在宅酸素や透析を行っている避難者で、状態が安定している方(=治療が必要な状態ではない方)については、酸素ポンベの補充や近医等への通院が可能な場合のみに限り、避難所の要配慮者優先スペースや要配慮者優先避難所で受け入れることが想定されます。  
 病院への搬送や医療ケアの相談は、原則として家族等支援者が行うものとし、症状が悪化するなど緊急性がある場合は119番通報により、救急車を要請します。

精神疾患のある要配慮者の症状が悪化し、家族等支援者だけでは病院への受診が困難な場合は、各避難所へ巡回する保健師に対応を相談します。

(注2) 緊急入所は、避難所や要配慮者優先避難所、施設内の共用スペースに滞在する福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者を緊急ショートステイ等で対応するものです。区災害対策本部へ対応を依頼します。

#### (4) 対象者の報告・移動先の決定

番号は次ページのフローと対応

避難所担当職員は、要配慮者優先スペースや要配慮者優先避難所においても避難所生活に著しく支障が生じている避難者の把握に努め、各避難所を巡回する保健師に対応を相談します。避難所へ巡回した保健師は、要配慮者の状況を確認し、必要に応じて支援関係者\*と協議し、避難所での対応や福祉避難所への移動の必要性を助言します。

(※担当ケアマネージャー、障害者相談支援専門員など要配慮者本人を把握している支援者が関わっている場合に助言を受けることが想定されます。)

避難所担当職員は、様式6「さいたま市避難所要配慮者調書」(以下、「調書」という。)を作成し、巡回した保健師や支援関係者との検討結果を記載し、区災害対策本部へ提出します。なお、作成の際には、福祉避難所職員が要配慮者の状態をより正確に認識できるようにすることが重要であるため、「医療・介護・障害情報」や「要配慮者への聴取り情報」を正確に記載し、情報が不明な場合は「不明」と記載します。

また、福祉避難所への移動が決定した際に家族や知人等の支援者による移動支援が可能かどうかを確認し、併せて様式に記載しておきます。

①  
②  
③

市・区災害対策本部は、発災後に市内の高齢者福祉施設や障害者福祉施設等に被害状況を確認するとともに、福祉避難所として開設できる施設を把握します。

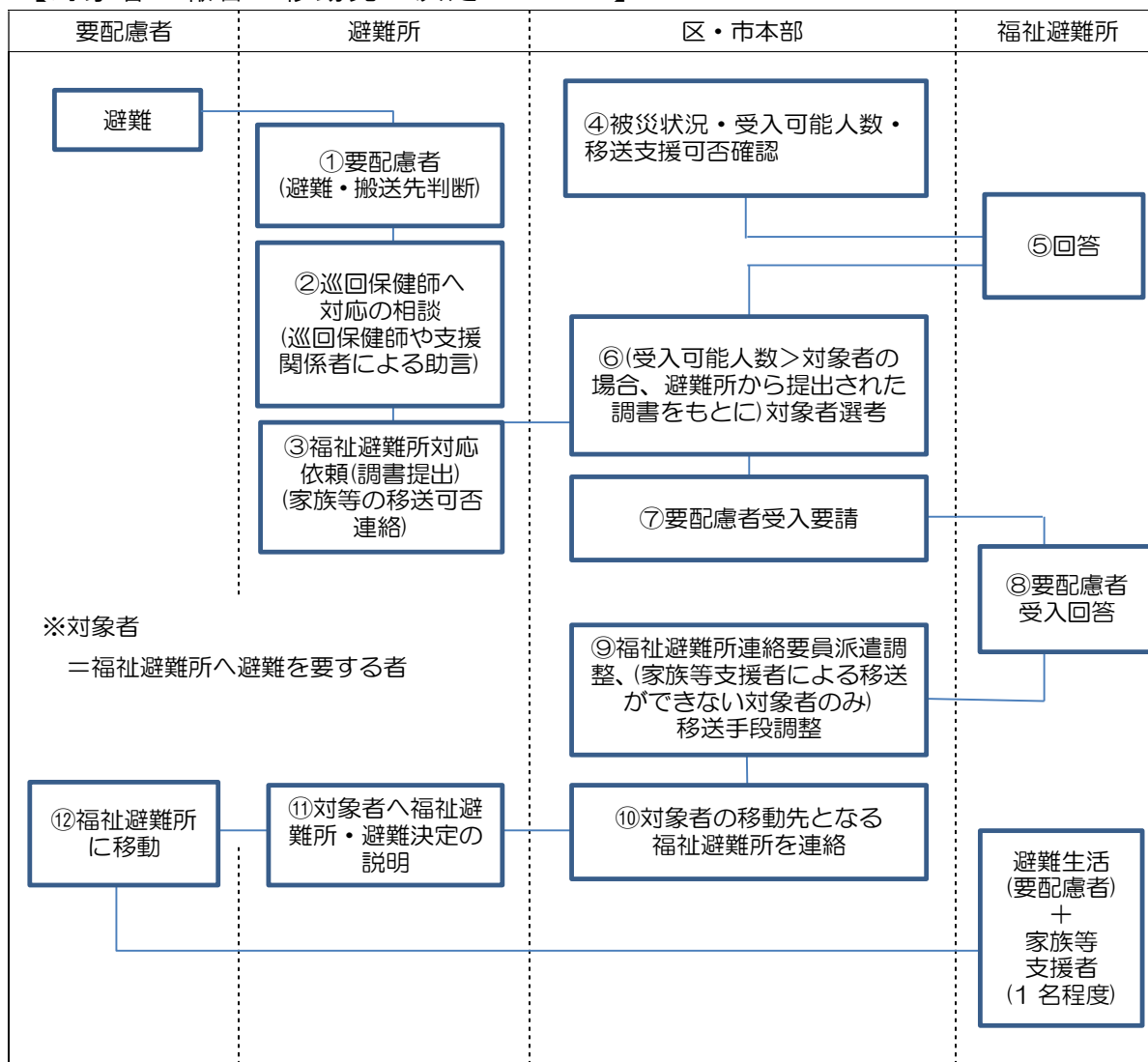
福祉避難所の受入可能人数が、各避難所から報告された福祉避難所の対象者数に対して不足する場合には、避難所から提出された調書をもとに対象者の要介護・障害の程度、専門的なケアなど特別な配慮の必要性がより高い対象者を選考し、福祉避難所へ受入要請を行います。

福祉避難所からの回答により、受入可能施設が決まり次第、区災害対策本部は、該当する避難所へ対象者の避難先となる福祉避難所を連絡します。

区災害対策本部から連絡を受けた避難所担当職員は、対象者に対し、移動先となる福祉避難所の場所、連絡先などを伝え、対象者は福祉避難所へ移動します。

(参考) 福祉避難所を開設する場合、市から連絡要員を派遣する必要があり、兼務班員などの避難所担当職員や区・市本部からの動員が想定されています。

【対象者の報告・移動先の決定のフロー】



## **(5) 対象者の移送**

福祉避難所への受入れが決定した要配慮者は、原則として、家族等支援者やボランティアが福祉避難所へ移送します。区災害対策本部から避難先の福祉避難所について連絡を受けた避難所担当職員班長は、「要配慮者の受入に関する協定締結施設一覧<11資料編(3)>」をもとに対象者及び家族等支援者へ施設所在地を案内します。

対象者に家族等支援者や移送の協力が見込めるボランティアがないなど、移送手段がない場合は、区災害対策本部へ対象者の移送を依頼します。

区・市災害対策本部は対象者の状況に応じて、移動先となる福祉避難所による移送や区・公用車、その他協力機関等の車両による移送等、移送手段を調整します。

# 10 水害時における避難行動と避難所開設

## (1) 警戒レベルと避難行動

警戒レベル	住民がとるべき避難行動	行動を促す情報
警戒レベル5  災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への避難がかえって危険な場合、緊急に安全確保をしましょう。 ※ただし、災害発生・切迫の状況のため、身の安全を確保できるとは限りません。	緊急安全確保*1
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~		
警戒レベル4  災害の おそれ高い	<b>危険な場所から全員避難</b> 【河川氾濫の危険がある場合】 ・速やかに浸水想定区域外の指定緊急避難場所へ避難するか、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できる場合は上階へ避難しましょう。 ・浸水想定区域外への避難が間に合わない場合は、建物の2階以上又は3階以上に避難ができる指定緊急避難場所や近隣の高い建物へ避難しましょう。 【土砂災害の危険がある場合】*2 ・土砂災害警戒区域外の指定緊急避難場所へ避難しましょう。	避難指示
警戒レベル3  災害の おそれあり	<b>危険な場所から高齢者等は避難</b> 【河川氾濫の危険がある場合】 ・高齢者等*3は、浸水想定区域外へ避難をするか、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できる場合は上階へ避難しましょう。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域*4など、早めの避難が望ましい場所に住む人も、浸水想定区域外へ避難を始めましょう。 ・その他の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ、避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。 【土砂災害の危険がある場合】*2 ・高齢者等*3は、土砂災害警戒区域外へ避難を始めましょう。 ・その他の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ、避難の準備をしたり、自主的に避難しましょう。	高齢者等避難
警戒レベル2  気象状況悪化	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報*5 大雨注意報*5
警戒レベル1  今後気象状況悪化 のおそれ	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報*5

\*1 必ず発令される情報ではありません。

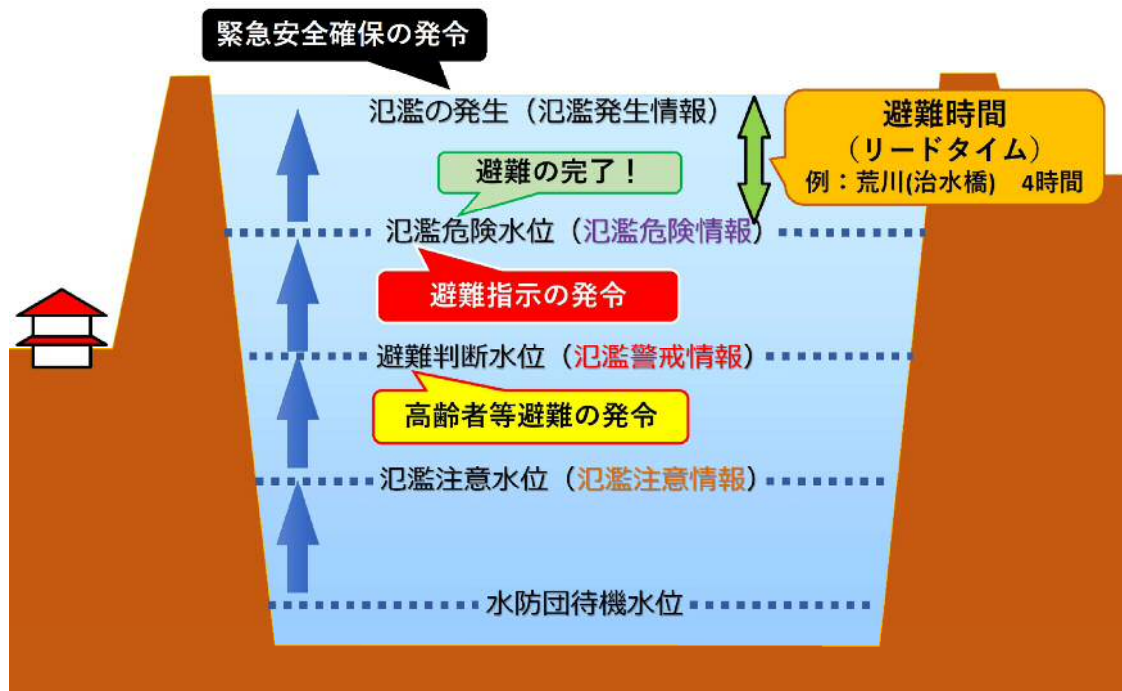
\*2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地区が発令対象です。

\*3 避難に時間のかかる高齢者、障害のある人等や、その人の避難を支援する人。

\*4 堤防が決壊した際に家屋が倒壊するような激しい氾濫流が発生する恐れが高い区域のこと。

\*5 気象庁が発表する情報です。

## ●河川の水位による洪水予報と避難指示等の目安



### (2) 水害における避難所の開設

河川の氾濫による水害の発生が想定される場合については、原則として、洪水ハザードマップにおける浸水が想定されない地域（浸水想定区域外）の避難所を開設します。

浸水想定区域内の居住者が避難所に避難する場合は、居住する地域や区に関わらず、浸水想定区域外に開設した避難所に避難することになります。

また、大雨などにより、家屋に浸水被害があるものの、河川の氾濫など大規模水害が想定されていない場合は、浸水想定区域内の避難所を開設することもあります。河川の増水の際には、浸水想定区域外へ避難することが前提です。

実際に開設する施設は、市災害対策本部と区災害対策本部が連携し、高齢者等避難や避難指示を出す前に決定することになります。

なお、災害級の台風や大雨が予想されている場合は、災害発生前に自主避難のための避難所を開設します。自主避難のための避難所開設の詳細については、46ページに記載しています。

### ☆ 注意! ☆

大規模な水害が発生した又は発生する恐れがある場合は、浸水が想定されるエリアの避難所は開設せず、浸水が想定されていないエリアに移動する立ち退き避難を原則としますが、万が一の逃げ遅れに備え、一部の学校では校舎2階以上又は3階以上を緊急避難場所に指定しています。

ただし、上層階の緊急避難場所への避難は、あくまでも洪水の危険から命を守るための緊急的な避難であり、滞在して避難生活を行うところではありません。上層階では、水が引くまで孤立し、救助を求めざるを得ないことになりかねません。切迫した状態、緊急時のやむを得ない状況ではない場合は、洪水が迫る前に、浸水想定区域外の離れたエリアや高台への立ち退き避難を行うようにしてください。

なお、堅牢なマンションの上層階に自宅（自室）があるなど、想定される浸水深よりも高い場所に居られる場合は、緊急避難場所や避難所への立ち退き避難よりも、自宅内で待機（在宅避難・屋内安全確保）したほうが安全な場合もあります。

在宅避難のために、日ごろから3日以上（推奨7日分）の食料や生活用品を整えておくことが重要です。

## ◎避難所の浸水想定と、洪水時緊急避難場所を兼ねる避難所

各河川の洪水ハザードマップによる、避難所の浸水想定と洪水時緊急避難場所を兼ねる施設の取扱いは以下のとおりです。(令和3年5月現在)

なお、随時、河川管理者により想定の見直しが行われます。

※「緊」は、緊急避難場所としての洪水時の利用可否。

浸水想定区域内	緊	浸水想定区域外	緊
西)指扇小、大宮西小、宮前小、指扇北小、宮前中 大)三橋中、大宮国際中等教育学校 見)見沼小 中)与野八幡小、与野東中 桜)土合小、中島小 南)西浦和小、辻小、文蔵小、沼影小、浦和大里小、辻南小、南浦和中、内谷中、浦和南高 岩)川通小、城北小、上里小、川通中、城北中	避難施設の2階以上	西)指扇中、大宮西中 北)東大成小、日進小、日進北小、宮原小、植竹小、大砂土小、大宮別所小、つばさ小、日進中、宮原中、植竹中、大宮北高、県立大宮中央高、県立大宮ろう学園 大)大宮小、大宮東小、大宮南小、大宮北小、三橋小、大成小、上小、大宮東中、大宮南中、大宮北中、大成中、県立大宮高 見)大砂土東小、片柳小、七里小、春岡小、蓮沼小、大谷小、島小、海老沼小、大砂土中、片柳中、春里中、七里中、大谷中、大宮八幡中、県立大宮商業高 中)与野本町小、上落合小、大戸小、下落合小、与野西北小、与野西中、県立いずみ高、県立与野高 浦)高砂小、常盤小、木崎小、仲本小、本太小、北浦和小、仲町小、上木崎小、岸町小、針ヶ谷小、大東小、常盤北小、常盤中、木崎中、本太中、市立浦和高、県立浦和高、県立浦和西高、県立浦和第一女子高、埼玉大学附属小 南)谷田小、南浦和小、浦和別所小、大谷場小、大谷場東小、大谷口小、善前小、向小、岸中、白幡中、大谷場中、大谷口中、埼玉大学附属中 緑)三室小、尾間木小、原山小、大門小、野田小、道祖土小、中尾小、大牧小、芝原小、原山中、東浦和中、美園中、三室中、尾間木中、美園南中 岩)岩槻小、太田小、柏崎小、和土小、新和小、慈恩寺小、河合小、東岩槻小、西原小、城南小、岩槻中、城南中、慈恩寺中、桜山中、柏陽中、西原中、県立岩槻商業高、県立岩槻高	可
西)馬宮西小、植水小、栄小、馬宮中、植水中、土屋中、県立大宮光陵高、県立大宮南高 中)八王子中 桜)大久保小、栄和小、大久保東小、新開小、神田小、土合中、大久保中、上大久保中、県立浦和工業高	避難施設の3階以上		
西)馬宮東小、県立大宮武蔵野高 北)泰平小、泰平中、土呂中、県立大宮工業高 大)桜木小、芝川小、桜木中、第二東中 見)東宮下小、春野小、春野中、県立大宮東高 中)鈴谷小、与野南小、与野南中 桜)田島小、田島中、県立浦和北高 浦)大原中 緑)美園小、美園北小、県立浦和東高、県立浦和特別支援学校 岩)徳力小、県立岩槻北陵高	不可		
西)三橋総合公園体育館、健康福祉センター西楽園 桜)埼玉大学総合体育館 岩)老人福祉センター槻寿苑、ふれあいプラザいわつき	緊急避難場所指定外	浦)浦和駒場体育館 南)文化センター 緑)さくら草特別支援学校、プラザイースト 岩)岩槻文化公園体育館、コミュニティセンターいわつき、市民会館いわつき	緊急避難場所指定外

※要配慮者優先避難所(各公民館、大宮ふれあい福祉センター、県立大宮北特別支援学校)を除く。

### (3) 荒川氾濫時の避難行動と避難所開設について

#### ア 広域避難

荒川が氾濫すると、市内の広範囲で浸水が発生する大規模水害となる可能性があります。

水害に対しては浸水想定区域外へ避難することが原則ですが、特に荒川沿いの西区・桜区・南区では浸水想定区域が広範囲に及ぶため、浸水想定区域外にある区外を含めた避難場所へ、広域的に避難することが必要となります。

浸水想定区域外へ広域避難をする場合、浸水想定区域外の浸水想定区域から近い1か所の避難所に避難者が集中して混乱することが想定されます。そのため、西区・桜区・南区において、避難所運営委員会をベースに自治会単位で、広域避難先となる浸水想定区域外の当面の避難所をあらかじめ取り決める取り組みを行いました。

各自治会の荒川氾濫時の避難所については、さいたま市ホームページ内の以下のアドレスのページに掲載しています。

西区：「さいたま市洪水ハザードマップを確認しましょう」

<https://www.city.saitama.jp/nishi/001/001/004/p064289.html>

カテゴリー（西区 ⇒ 区政情報 ⇒ 地域情報 ⇒ 防災）

南区：「さいたま市洪水ハザードマップを確認しましょう」

<https://www.city.saitama.jp/minami/001/001/004/p063822.html>

カテゴリー（南区 ⇒ 区政情報 ⇒ 地域情報 ⇒ 防災）

桜区：「荒川氾濫時の指定避難所について」

<https://www.city.saitama.jp/sakura/001/001/004/p066407.html>

カテゴリー（桜区 ⇒ 区政情報 ⇒ 地域情報 ⇒ 防災）

#### イ 避難所の開設

荒川が氾濫すると、非常に多くの避難者が発生することが想定されます。荒川の水位が上昇し、氾濫の危険がある場合には、高齢者等避難等を発令する段階で、浸水想定区域<sup>(注)</sup>外の全ての避難所を開設することとなります。

なお、荒川の氾濫が懸念されるような災害級の台風や大雨が予想されている場合は、事前に自主避難のための避難所を開設して対応します（P 46 参照）。

※洪水時に校舎2階以上又は3階以上を指定している指定緊急避難場所については、浸水想定区域外への広域避難が間に合わず、命を守るために上層階に垂直避難せざるを得ない避難者に対応するため、高齢者等避難等の発令に伴い開放します。

※洪水時の指定緊急避難場所として指定していない避難所は開設しません。

(注) 荒川以外の河川の氾濫による浸水想定区域を含む。

## ウ 避難所運営委員会

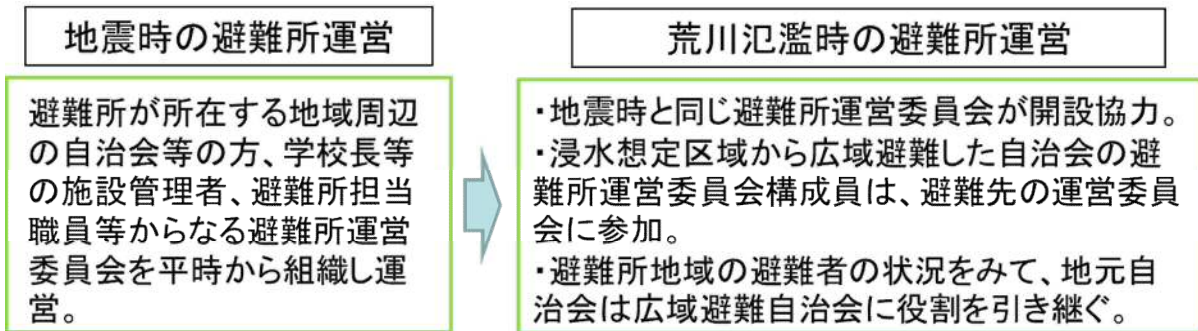
荒川氾濫時においても、班構成や役割分担など、避難所開設後の運営内容は基本的には地震時と変わりはありません。しかし、浸水想定区域外の避難所には遠方の地区からも広域避難するため、地震時に組織している避難所運営委員会の構成とは別の枠組みを作る必要があります。

地震時の避難所運営は、避難所周辺地域の自治会等の方、学校長等の施設管理者、避難所担当職員などからなる避難所運営委員会を、平時から組織・運営します。

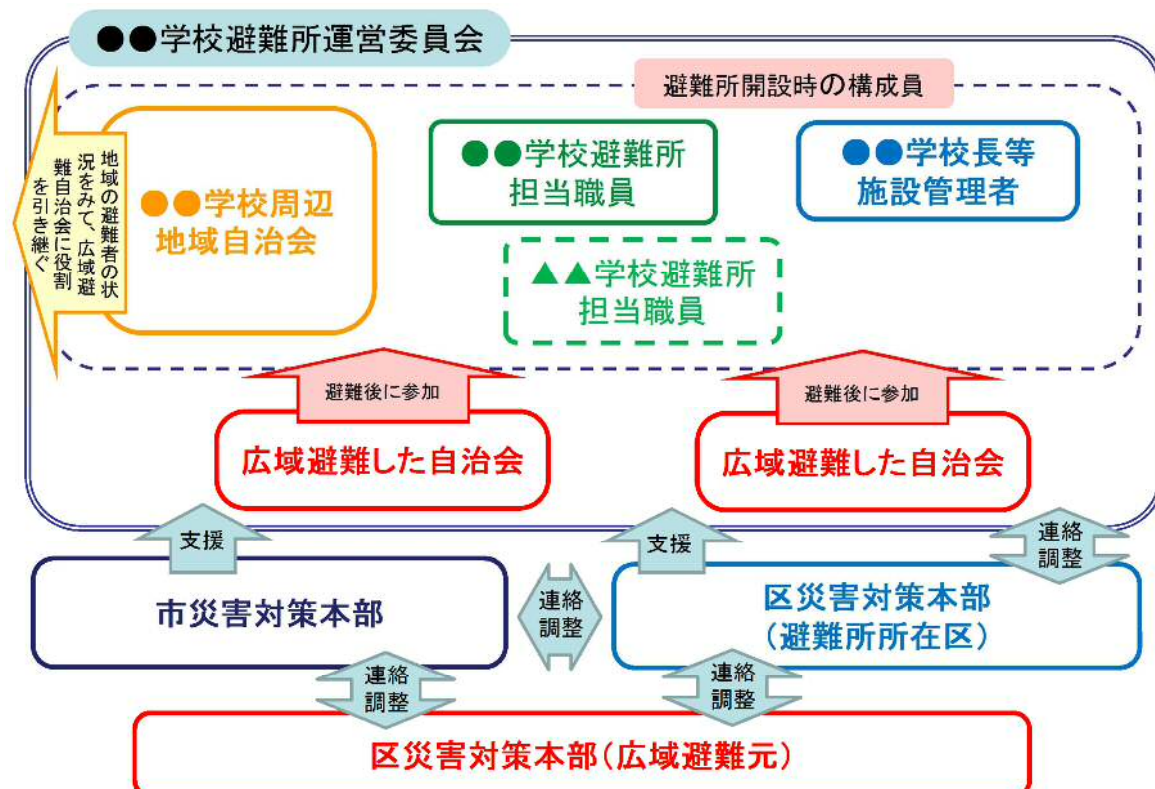
一方、荒川氾濫時の避難所運営では、まずは避難所周辺からの避難に備え、地震時と同じ避難所運営委員会が避難所の開設をします。その後、浸水想定区域外から広域避難した自治会の避難所運営委員会構成員が避難先の運営委員会に参加します。

避難所周辺の自治会から避難所運営委員会に参加している方は、避難所周辺からの避難者の状況を見て、広域避難した自治会に運営委員会の役割を引き継ぎます。

### 地震時の避難所運営と荒川氾濫時の避難所運営の違い



### 荒川氾濫時の避難所運営委員会イメージ図





#### (4) 垂直避難について

避難指示など避難を促す情報が発令され、浸水想定区域外への避難が間に合わない場合は、堅牢な建物の上層階に垂直避難を行い、命を守る必要があります。

市では、浸水想定区域内に所在している一部の指定緊急避難場所について、建物の上層階（2階以上または3階以上）を洪水時の指定緊急避難場所に指定しています（P 4 3 参照）。

上層階を指定している指定緊急避難場所のうち、市立学校には、校舎等の各階段に、上層階避難の目安となる表示（上層階誘導シール）を設けています。



上層階誘導シール

#### (5) 自主避難のための避難所開設

令和元年東日本台風（台風第19号）では、過去に例のない強さの台風が本市付近を通過すると予想されたため、最接近の2日前である10月10日に指定避難所の開設を決定・公表し、自主避難を呼びかけ、約1万3千人の避難者を受け入れました。

強力な台風の接近が予想される場合等は、接近してからの避難行動ではかえって危険となってしまう恐れがあるため、気象状況が悪化し、避難指示等を発令する前に、自主避難を希望される方の受入れ態勢を確保しておくことが重要となります。

##### ア 開設の周知

災害級の台風の接近や大雨の恐れがあり、一斉に避難所の開設を必要とする場合には、原則として開設する2日前までに市ホームページやSNS等で周知を行い、避難所運営リーダーへ協力を要請します。

##### イ 避難所の運営

通常地震時の避難所運営と同様に、避難所運営委員会を中心に行います。ただし、開設後一定の時間が経過しても避難者が少数であり、気象状況から、その後避難者の増加が見込まれない場合は、避難所担当職員と施設管理者による縮小体制での運営とすることも検討します。

##### ウ 水害等発生時の対応（浸水想定区域外の避難所）

洪水による浸水は想定されていないため、洪水が発生しても運営を継続します。特に、浸水想定区域に近い避難所については、洪水発生危険性が高まるにつれて避難者の増加が見込まれるため、避難所の受入れ状況や他の避難所の受入れ状況など、区災害対策本部と連絡を密にして対応します。

また、内水氾濫による浸水が発生し、避難施設の床上まで浸水が懸念される場合は、避難者を施設の2階以上に避難させます。

#### エ 水害等発生時の対応（浸水想定区域内の避難所）

洪水による浸水が想定される避難所については、原則として開設しません。しかし、局所的な浸水に備えて避難所を開設し、その後洪水の危険が高まった場合などは、洪水時の想定浸水深よりも高い場所へ避難者を避難させます。

※指定緊急避難場所として洪水時避難不可としている避難所は、水害時には開設しません。

#### オ 避難所の閉鎖

台風等による大雨の危険が去り、避難指示等が発令されている場合は、避難指示等が解除されたら、区災害対策本部の判断で避難所を閉鎖します。

# 11 資料編

## (1) 施設の利用方法等

	防災計画上の位置付け	場所決定の目安
門扉	————	開錠方法
①運営本部室	————	避難所の運営は、市職員、教職員、自治会代表者等で行うことを想定しており、会議室など広いスペースがよい。
②避難所居室 (一般用 高齢者用 心身障害者用 乳幼児用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者については、避難所開設当初に実態を把握し、極力、本部や救護班等の近くの部屋を準備する。</li> <li>○男女別の更衣室や授乳・育児等のためのスペースの確保や配置に考慮する。</li> </ul>	【一般用】体育館⇒2階以上の余裕 教室⇒一般教室の順 【高齢者用・心身障害者用】1階教室 【乳幼児用】外から見えない部屋 【更衣室、授乳室】外から見えない部屋で、男女各1部屋。休養スペースや女性用品の配給スペースとしても活用できる。
※上層階避難スペース (指定緊急避難場所として上層階指定の避難所)	————	(2階以上使用可の場合) 【一般用】校舎棟3階・4階教室、 重層体育館の2階 【要配慮者用】校舎棟2階教室
③救護所 (保健室)	————	保健室及び付近の教室等
(参考) 医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震度6弱以上の地震発生時、または風水害時に災害対策本部が設置された時に、必要に応じて各区の医療機関敷地内(P28)に医療救護所を設置する。</li> </ul>	
④物資受入れ・保管場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急用の食糧、生活必需品は、拠点備蓄倉庫等から市内の避難所等へ搬送する。</li> <li>○国・県・他市からの支援物資は、広域拠点備蓄倉庫や災害時支援物資輸送拠点を経由して避難所等へ搬送する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食糧、衣類、生活必需品等が搬送されてきた時に、受け入れやすい車の進入経路や積み下ろし場所を考慮し、保管が必要な物資については、原則として防災倉庫や教室に保管する。</li> </ul>
⑤物資配給場所	————	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者の目につきやすい場所で、配給する必要があるため、グラウンドやオープンスペース等が好ましい。</li> </ul>
⑥給水場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給水は、災害用貯水タンク、非常災害用井戸等の応急給水場所で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害用貯水タンク有り ⇒貯水タンク付近</li> <li>②非常災害用井戸有り⇒井戸付近</li> <li>③上のいずれも該当しない場合 ⇒応急給水車が停車でき供給しやすい場所</li> </ul>
⑦放送設備の利用の可否	————	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者全員への情報提供のために、校内放送を実施する必要があるため、放送施設の利用について願います。</li> </ul>

<p>⑧仮設トイレの設置場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレが不足する場合は、区統括班に要請する。</li> <li>○被害状況、避難者数、備蓄仮設トイレ数及び水洗トイレの使用の可否等について、指定避難所の状況を判断し、仮設トイレを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生面を考え、給水場所や炊き出し場所から離れた場所で、かつ宿泊施設から遠くない所(グラウンド等)とし、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。</li> </ul>
<p>⑨ごみ集積場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者及び周辺の被災者の生活廃棄物、災害廃棄物の集積場を設置し、可能な限り可燃、不燃の分別をする。</li> <li>○保健衛生面から毎日収集等を実施し、一時的に大量に排出される段ボール梱包材等は再利用とリサイクルを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○回収を容易にするために、ごみ収集車が通行可能な道路に面した場所とし、ゴミを分別できるスペースを確保した仮設ごみ集積場所を設置する。</li> </ul>
<p>⑩炊き出し場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校の自校式給食施設を活用し、給食担当職員(栄養士・調理員)を中心に、社会教育関係団体及びボランティアによる要員等が、炊き出しを実施する。</li> <li>○都市ガスが使用できなくなった場合、LPガスを利用できる設備の設置などにより実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時給食の実施又は弁当等の食糧配送体制が整うまでの間、家庭科教室等において、備蓄品(カセットコンロ)を活用し、炊き出しを実施する。</li> </ul>
<p>⑪避難者名簿・避難所開設状況用紙設置場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所担当職員は、避難者の人数、状況等を把握するため避難者名簿・避難者台帳を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時は、防災倉庫に保管されており、使用時は個人情報取り扱いに注意して保管できる場所とする。</li> </ul>
<p>⑫ご遺体の仮安置場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体及び行方不明の状態死亡していると推定される場合、捜索及び収容を実施する。遺体収容所は、浦和西体育館及び思い出の里や被災現場付近の公共施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所付近で、死亡者が出る場合を想定し、衛生上及び社会心理上の問題等を考慮しつつ、その一時収容場所の用意を学校等の施設管理者と協議する。</li> <li>○居室等人の出入りが多い場所付近の設置は控える。</li> </ul>
<p>⑬ペット飼養スペース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、避難所敷地内の屋外。</li> <li>○ただし、雨風がある場合を想定し、雨風を避けられる場所(ピロティや別棟の倉庫等)を検討する。</li> <li>○指定緊急避難場所として上層階指定の避難所については、垂直避難をした際のペット収容スペース(上層階)も検討する。</li> </ul>
<p>⑭その他 (マンホール型トイレの設置場所等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンホール型トイレは、避難所となる市立小・中・高等学校に整備されている。原則として、下水道に直結するタイプではなく、地中に便槽を埋め込んだ貯留式タイプとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンホール型トイレが設置してある場合は、設置場所及び基数を確認する。</li> <li>○マンホール型トイレのテントなどを収納する保管庫の鍵が、防災倉庫にあることを確認する。</li> <li>○NTT特設公衆電話回線が整備されている場合は、回線が収納されているMDF(電話端子盤)を確認し、設置場所を検討しておく。</li> <li>○備蓄品の発電機は、防災倉庫ではなく施設内等に保管されているため、保管場所を確認する。</li> </ul>

## (2) 防災倉庫の主な備蓄物品（共通品）

（要配慮者優先避難所を除く）

	項 目	避難所	備 考
食糧	アルファ米・具付き	1,300 食	
	アルファ米・白粥	300 食	特定原材料等（アレルギー物質） 28品目不使用
	ビスケット	600 食	
	調理用水	144 本	水道停止時用
	粉ミルク	1 缶	
	粉ミルク （アレルギー対応）	1 缶	
生活必需品	毛布	300 枚	
	生理用品	200 枚	
	紙おむつ（大人用）	150 枚	
	紙おむつ（乳幼児用）	200 枚	
	哺乳瓶（使い捨て）	10 本	
	トイレットペーパー	5,000 m程度	
資機材	トランジスタメガホン	1 台	
	発電機	1 台	
	投光器セット	2 台	
	ガソリン缶	8 缶	
	電話機	1 台	特設公衆電話回線用
	折畳式リヤカー	1 台	
	車椅子	1 台	
	カセットコンロ	5 台	
	コンロ用燃料	60 本	
	やかん	5 個	
	ラジオ	1 台	
	ライト（懐中電灯）	10 本	
	多機能ランタン	6 台	
	清掃用品	1 式	
ブルーシート	10 枚		
トイレ	組立式仮設トイレ	3 台	
	非常用排便袋	1,200 枚	
	フレキシブルコンテナバッグ	1 枚	
医薬品	救急箱（多人数用）	1 箱	
	救急箱（家庭用）	1 箱	
	衛生用品	1 式	消毒液、ビニル手袋、マスク等
開設セット	避難所開設用書類一式	1 式	※備蓄品及び数量については防災倉庫によって若干異なります。
	多言語表示シート	1 式	
	聴覚障害者用支援ボード	1 式	
	災害時優先携帯電話	1 台	

### (3) 福祉避難所（要配慮者の受入に関する協定締結施設）一覧

指定福祉避難所

令和3年4月時点

区	種別	福祉避難所の名称	住所	電話
北	障害者施設	大砂土障害者デイサービスセンター	北区本郷町17-7	653-2755
	高齢者施設	しもか荘	北区日進町1-800-105	668-1445
見沼	障害者施設	春光園けやき	見沼区宮ヶ谷塔1-280	687-8517
中央	高齢者施設	いこい荘	中央区下落合5-11-12	853-6868
緑	介護老人保健施設	グリーンヒルうらわ	緑区馬場1-7-1	875-2000
	障害者施設	大崎むつみの里	緑区大崎37-1	878-3721

要配慮者の受入に関する協定締結施設（福祉総務課）

令和3年4月時点

区	種別	福祉避難所の名称	法人名	住所	電話
西	特別養護老人ホーム	扇の森	社会福祉法人永寿荘	西区高木 602-1	625-5000
		ひかわ	社会福祉法人三恵会	西区高木 892	620-7533
		遊美園	社会福祉法人友好会	西区佐知川 1522-1	622-6455
		三恵苑	社会福祉法人三恵会	西区中釘 2219-4	622-6727
		中野林ゆめの園	社会福祉法人ハッピーネット	西区中野林 650-1	620-5700
		春陽苑	社会福祉法人むつみ会	西区飯田新田 91-1	625-0707
		敬寿園宝来ホーム	社会福祉法人欣彰会	西区宝来 86-1	620-0600
		扇の森WEST	社会福祉法人永寿荘	西区中釘 2345-1	729-6070
		緑水苑指扇	社会福祉法人五葉会	西区指扇 1570-2	620-7510
	介護老人保健施設	葵の園・大宮	医療法人社団葵会	西区清河寺 685-1	621-1155
		高齢者ケアセンターゆらぎ	医療法人財団新生会	西区西遊馬 1556-1	626-0660
		ケア大宮花の丘	医療法人丸山会	西区内野本郷 975-5	620-2400
		春陽苑	社会福祉法人むつみ会	西区飯田新田 91-1	625-0707

西		びわの葉	医療法人三慶会	西区宝来 1348-1	623-1102
		トワーム指扇	医療法人社団松弘会	西区宝来 591	620-6660
		ル・サンク湯澤	医療法人博眞会	西区三橋 6-567	622-8170
	障害者 施設	あかしあの森	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本町 3-139-1	625-5100
		杉の子学園	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本町 1-94-1	625-5100
		ゆずり葉	社会福祉法人 埼玉福祉事業協会	西区塚本 191-9	625-5100
北	特別養 護老人 ホーム	白樺ホーム	社会福祉法人大吉会	北区吉野町 2-1331	661-8850
		今羽の森	社会福祉法人永寿荘	北区今羽町 650-1	778-7330
		なごみの里	社会福祉法人悦生会	北区别所町 892	665-0753
	介護老 人保健 施設	ボヌール	医療法人愛仁会	北区吉野町 2-1365	661-8223
		ハートランド大宮	医療法人財団聖蹟会	北区奈良町 120-2	662-7777
		みやびの里	医療法人社団誠恵会	北区别所町 920	668-1020
大宮	特別養 護老人 ホーム	はるばてお	社会福祉法人悠揚会	大宮区上小町 1187	648-1010
		白菊苑	社会福祉法人育成会	大宮区天沼町 1-154-1	648-5571
		大宮諏訪の苑	社会福祉法人大桜会	大宮区三橋 4-875-2	622-7300
見沼	特別養 護老人 ホーム	敬寿園	社会福祉法人欣彰会	見沼区片柳 1298	686-2611
		見沼緑水苑	社会福祉法人五葉会	見沼区大和田 町 2-336	680-3711
		諏訪の苑	社会福祉法人大桜会	見沼区南中野 29	688-8700
		さいたまやすらぎ の里	社会福祉法人安心会	見沼区卸町 2-21-1	680-3288
		さいたまやすらぎ の里新館	社会福祉法人安心会	見沼区卸町 2-24	680-3288
		恵の里	社会福祉法人 福祉の森	東宮下 1-13-1	680-1011
		さいたまかがやき の里	社会福祉法人健寿会	見沼区染谷 3-190-1	682-1151
		見沼さくらの社	社会福祉法人桐和会	見沼区東宮下 883-1	872-6581

見沼		敬寿園七里ホーム	社会福祉法人欣彰会	見沼区大谷 2022-1	681-7310	
		島町花の郷	社会福祉法人山寿会	見沼区島町 305	682-1165	
	介護老人保健施設		アーバンみらいハートランド東大宮	医療法人財団聖蹟会	見沼区春野 2-9-22	682-7055
			あすか	社会福祉法人瑞泉	見沼区染谷 3-430-1	687-7771
			エリジオン大和田	医療法人興仁会	見沼区大和田 町 2-1393-1	688-3631
			ハートケア東大宮	医療法人社団協友会	見沼区風渡野 45	682-6821
			高齢者ケアセンターのぞみ	医療法人財団新生会	見沼区片柳 1387-1	680-1111
			大宮ナーシングピア	社会福祉法人欣彰会	見沼区片柳 1550	686-1890
		七里	医療法人久幸会	見沼区東宮下 1-152-1	884-8201	
中央	特別養護老人ホーム	きりしき	社会福祉法人 明日栄会	中央区新中里 2-8-6	858-6655	
		緑水苑与野	社会福祉法人五葉会	中央区大戸 1-33-12	853-1600	
		ナーシングヴィラ 与野	社会福祉法人 シナプス	中央区本町東 6-10-1	857-8522	
桜	特別養護老人ホーム	さいたまロイヤルの園	社会福祉法人栄光会	桜区五関 396-2	859-7166	
		ブエナビスタ	社会福祉法人 さわらび会	桜区西堀 4-8-24	872-0311	
		夢眠さくら	社会福祉法人錦江舎	桜区町谷 2-7-18	826-6336	
	介護老人保健施設	ファインハイム	社会福祉法人 安誠福祉会	桜区宿 372-1	856-0001	
		うらわの里	医療法人栄寿会	桜区西堀 8-4-1	855-7811	
障害者施設	しびらき	社会福祉法人邑元会	桜区新開 3-3-17	839-3910		
浦和	特別養護老人ホーム	浦和ふれあいの里	社会福祉法人安心会	浦和区領家 6-10-7	834-7680	
	介護老人保健施設	埼玉メディカルセンター附属介護老人保健施設	独立行政法人 地域医療機能推進機構	浦和区北浦和 5-2-7	834-3700	
南	特別養護老人ホーム	けやきホームズ	社会福祉法人 弘優尽会	南区鹿手袋 7-13-4	710-6888	
		埼玉さくらんぼ II 番館	社会福祉法人敬寿会	南区太田窪 3516-17	799-2960	



南		みょうばなの杜	社会福祉法人 新座福祉会	南区大谷口 2474-3	615-2525
		こもれびの丘	社会福祉法人 潤青会	南区広ヶ谷戸 130-1	811-1720
	介護老人 保健 施設	葵の園・浦和	医療法人社団葵会	南区内谷 5-24-1	872-2121
	障害者 施設	埼玉県障がい者共 同作業所	社会福祉法人 埼玉県身体障害者 福祉協会	南区鹿手袋 4-27-1	862-1370
緑	特別養 護老人 ホーム	尚和園	社会福祉法人 埼玉県共済会	緑区原山 3-15-31	882-3013
		白寿園	社会福祉法人遍照会	緑区寺山 157	878-1800
		リバティハウス	社会福祉法人 リバティ	緑区松木 3-29-5	875-3111
		スマイルハウス	社会福祉法人 浦和福祉会	緑区大崎 2160	878-2922
		浦和しぶや苑	社会福祉法人騏忠会	緑区中尾 925	876-1811
		あすなろの郷浦和	社会福祉法人 あすなろ会	緑区三室 3029-3	810-5050
		浦和みやびの郷	社会福祉法人敬愛会	緑区三室 1712	712-1717
緑	介護老人 保健 施設	尚和園アンシャン テ	社会福祉法人 埼玉県共済会	緑区原山 3-15-31	887-1340
		あさがお	医療法人社団 アンフルール	緑区大崎 3385-1	878-7188
		エスポワールさい たま	医療法人社団明雄会	緑区大門 1548-7	812-1277
	障害者 施設	めぐみ園	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室 1431	873-6461
		互助の里	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室 1431	873-6461
		久美学園	社会福祉法人 久美愛園	緑区三室 1431	873-5715
岩 槻	特別養 護老人 ホーム	岩槻まきば園	社会福祉法人隼人会	岩槻区横根 1375	797-2202
		白鶴ホーム	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-5-12	758-0034
		松鶴園	社会福祉法人春秋会	岩槻区古ヶ場 11	795-2201
		岩槻名栗園	社会福祉法人名栗園	岩槻区諏訪 3-2-2	793-0300
		彩幸の社	社会福祉法人大幸会	岩槻区増長 378-1	792-1111

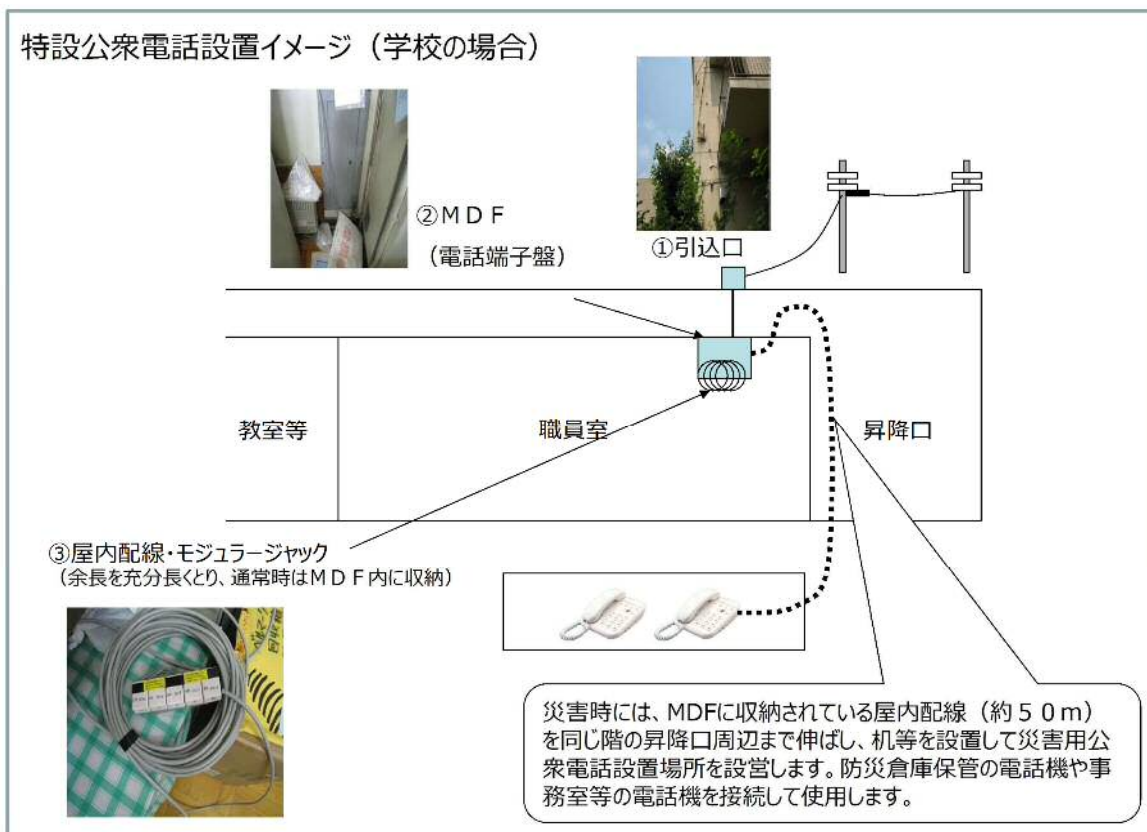
岩 槻		さいたまほほえみの里	社会福祉法人安心会	岩槻区長宮 1512-1	792-1120
		やまぶきの里	社会福祉法人弘颯会	岩槻区東岩槻 2-2-20	794-7766
		しらさぎ	社会福祉法人城南会	岩槻区南下新 井 1538-7	791-2528
		まごめ遊美園	社会福祉法人友好会	岩槻区馬込 1318-1	797-6100
		さいたましあわせの里	社会福祉法人健寿会	岩槻区裏慈恩 寺 1153-1	793-1000
		ひなの社	社会福祉法人 春の木会	岩槻区裏慈恩 寺 51-1	795-3711
		千年の里	社会福祉法人清澄会	岩槻区宮町 1-10-12	758-0200
	介護老 人保健 施設	岩槻ライトケア	医療法人ひかり会	岩槻区馬込 1292	758-2330
		エスポワール岩槻	医療法人社団明雄会	岩槻区表慈恩 寺 541-1	793-3612
		ソワールミエ槻の森	医療法人ひかり会	岩槻区平林寺 108	758-2324
障害者 施設	どうかん	社会福祉法人 ささの会	岩槻区笹久保 333-1	798-7071	
	友愛学園	社会福祉法人 多満喜会	岩槻区大野島 66-1	799-1236	

## (4) NTT 特設公衆電話回線

大規模災害時には、携帯電話や一般電話が輻輳し、つながらない状態になることが想定されるため、避難者が家族や親戚に安否確認等を連絡する手段として、通常の電話回線より発信機能が優遇される NTT の災害時優先電話回線（発信専用）を各避難所に整備しています。

※回線用の配管増設等を必要とする一部の避難所については順次、整備します。

### 特設公衆電話設置イメージ（学校の場合）



### 接続方法

①MDF に収納されている特設公衆電話回線モジュージャックに②電話機とケーブルを接続します。

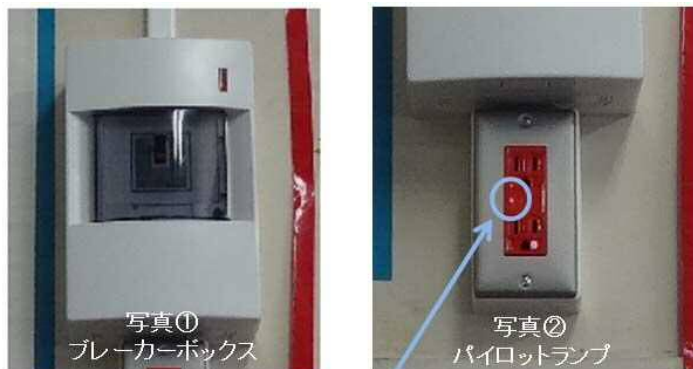


## (5) さいたま市立学校太陽光発電設備・蓄電池システム

さいたま市立学校には、太陽光発電設備・蓄電池システムが整備されており、災害で停電が発生した場合でも、非常用コンセント（写真②）から電気を使用することができます。

### ○停電時の非常用コンセントの扱い

災害で停電が発生した場合、非常用コンセントをご使用ください。非常用コンセントは、主に職員室及び体育館の2カ所に設置しています。それぞれのコンセントから1.5kW（1,500W）までの電力を使用できます。



**パイロットランプが点灯していることを確認してください。**

災害時に非常用コンセントから電気が供給されていない場合は左記の点をご確認ください。

1. 非常用コンセントのパイロットランプ(写真②)が点灯していることを確認します。点灯していれば使用可能です。
2. 非常用コンセントのパイロットランプが点灯していない場合、非常用コンセントのブレーカ(写真①)がONであることを確認してください。

### ○停電時に電力を使用できる機器の例（参考）

蓄電池を最大限有効に利用するため、職員室及び体育館あわせて、毎時平均電力1kW（1,000W）程度までの利用を推奨します。なお、医療系機器の動作がメーカーによる使用想定外であるため、原則として医療系機器には使用できません。しかし、生命の危機に瀕する場合に限り、当事者の責任において使用を可とします。

#### 昼間の使用例(主に太陽光発電から電力を供給) 【1.065kW(1,065W)の例】

使用場所	概要	消費電力(W)	使用台数(台)	使用時間(時間)
職員室 最大15Aまで	放送親機・アンプ	25	1	12
	ノートパソコン・プリンタ	100	1	12
	液晶テレビ	100	1	12
体育館 最大15Aまで	扇風機(夏季)	50	10	12
	携帯電話フル充電	4	60	12(3時間×4回)
	液晶テレビ	100	1	12

※太陽光発電から蓄電池への充電も同時に行います。晴天時には、2～3時間で満充電となります。

#### 夜間の使用例(主に蓄電池から電力を供給) 【1.03kW(1,030W)の例】

使用場所	概要	消費電力(W)	使用台数(台)	使用時間(時間)
職員室 最大15Aまで	照明(非常用照明)	60	2	12
	ノートパソコン	30	1	12
	液晶テレビ	100	1	12
体育館 最大15Aまで	照明(非常用照明)	60	4	12
	扇風機(夏季)	50	4	12
	携帯電話フル充電	4	60	6(3時間×2回)
	液晶テレビ	100	1	12

## (6) 「やさしい日本語」、多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」《ボイストラ》

### ○やさしい日本語とは

普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすいように配慮した日本語です。翻訳する時間や人がいない、災害時に情報を伝達する手段として有効です。

#### 「やさしい日本語」にするための主な規則

- ① 難しいことばを避け、簡単な語を使ってください。
- ② 使用する漢字や、漢字の使用量に注意してください。  
全ての漢字にルビ（ふりがな）を振ってください。
- ③ 1文を短くして文の構造を簡単にしてください。  
文は、文節で余白を空けて区切る、「分かち書き」にしてことばのまとまりを認識しやすくしてください。
- ④ あいまいな表現は避けてください。
- ⑤ 災害時によく使われる言葉、知っておいた方がよいと思われる言葉はそのまま使い、「やさしい日本語」による言い換えを添えてください。

(弘前大学人文学部社会言語学研究室 減災のための「やさしい日本語」研究会パンフレットより)

避難所でよく使われる言葉を「やさしい日本語」にすると・・・

- |             |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------|
| ① 避難所       | → 避難所（ひなんじょ）＜みんなが 逃（に）げる ところ＞                        |
| ② 食事の配給     | → 食べ物（たべもの）を もらうことが できる                              |
| ③ 給水        | → 水（みず）を もらうことが できる                                  |
| ④ 炊き出し      | → 炊き出し（たきだし）＜温（あたた）かい<br>食（た）べ物（もの）を 作（つく）って 配（くば）る＞ |
| ⑤ 震度        | → 地震（じしん）の 大（おお）きさ                                   |
| ⑥ 余震        | → 余震（よしん）＜あとから くる 地震（じしん）＞                           |
| ⑦ 避難        | → 逃（に）げる                                             |
| ⑧ 被害亀裂の入った壁 | → 壊（こわ）れた 壁（かべ）                                      |
| ⑨ ライフライン    | → 電気（でんき） ガス 水道（すいどう）                                |
| ⑩ ボランティア    | → ボランティア＜手伝（てつだ）う人（ひと）＞                              |
| ⑪ デマ        | → うその 話（はなし）                                         |
| ⑫ 土足厳禁      | → 靴（くつ）を 脱（ぬ）いで ください                                 |

### ○多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra」《ボイストラ》とは

- ・「VoiceTra」《ボイストラ》は、話しかけると外国語で翻訳してくれるスマートフォン用音声翻訳アプリです。
- ・翻訳できる言語は、英語、中国語、韓国語など31言語に対応しています。
- ・アプリのダウンロードや利用は無料です（インターネット接続によるデータ通信料は必要です）。
- ・「VoiceTra」の入手方法や詳細については、<http://voicetra.nict.go.jp> を参照してください。
- ・「VoiceTra」は、NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の登録商標です。

## 12 様式（別冊）

- (1) 避難所開設状況報告書・・・・・・・・・・様式1
- (2) 避難者カード・・・・・・・・・・様式2
- (3) 避難者台帳・・・・・・・・・・様式3
- (4) 避難施設開設チェックリスト・・・・・・・・様式4
- (5) 避難施設被害状況チェックリスト・・・・様式5
- (6) さいたま市 避難所要配慮者調書・・・・様式6
- (7) 食物アレルギー情報・・・・・・・・・・様式7
- (8) 食物アレルギーカード・・・・・・・・・・様式8
- (9) 避難所防災倉庫及び標識点検表・・・・様式9

## 13 避難所における新型コロナウイルス感染症等拡大防止の ための対策について（別冊）

### 避難所運営マニュアル

令和3年5月改定

さいたま市総務局危機管理部防災課

TEL 048(829)1127

FAX 048(829)1978